

平成22年第1回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成22年3月24日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 本 勉	美東総合支所長	坂 本 文 男
秋芳総合支所長	杉 本 伊 佐 雄	総務部次長	田 辺 剛
総務部次長	福 田 和 司	財政課長	倉 重 郁 二
税 務 課 長	篠 田 惠 司	総合政策部長次	金 子 彰

市民福祉部長	古 屋 勝 美	建設経済部長	齊 藤 寛
教育長	永 富 康 文	病院事業者 統括管理者	内 藤 克 輔
代表監査委員	三 好 輝 廣	消 防 長	坂 田 文 和
会計管理者	久 保 毅	上下水道課長	中 村 弥壽男
教育委員会 事務局 局長	國 舛 八千雄	市 立 病院事業局長	藤 澤 和 昭
病院事業局長	白 井 栄 次	監 査 委 員 長	西 山 宏 史
農業委員会 事務局 局長	古 屋 安 生	建 設 経 済 部 商工労働課長	藤 井 勝 巳

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 21 年度美祢市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 21 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第 4 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 21 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第  
5 号）
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 21 年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正  
予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 21 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 21 年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 21 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補  
正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 21 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第  
4 号）
- 日程第 10 議案第 22 号 美祢市組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について
- 日程第 11 議案第 23 号 美祢市産業振興推進審議会条例の制定について
- 日程第 12 議案第 24 号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 25 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

- 日程第 1 4 議案第 2 6 号 美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税減免  
に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 7 号 美祢市総合観光振興計画審議会条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 8 号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 2 9 号 美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 1 8 議案第 3 0 号 美祢市簡易水道設置条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 3 1 号 美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定  
について
- 日程第 2 0 議案第 3 2 号 美祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関す  
る条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 3 3 号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 9 号 平成 2 2 年度美祢市一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度美祢市観光事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度美祢市老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度美祢市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予  
算
- 日程第 3 2 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度美祢市公共下水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規  
約の変更について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画の策定に  
ついて

- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 字の区域変更について
- 日程第 3 8 報告第 1 号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 美祢市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 3 配食貸与車の全損事故に関する調査の件
- 日程第 4 4 議員提出議案第 1 号 美祢市議会議員定数条例の制定について
- 日程第 4 5 議員提出議案第 2 号 美祢市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議員提出議案第 3 号 美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議員提出議案第 4 号 美祢市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 8 議員提出決議案第 1 号 美祢市における非核平和都市宣言に関する決議
- 日程第 4 9 議員提出意見書案第 1 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第 5 0 議員提出意見書案第 2 号 日米 F T A 問題に関する意見書の提出について
- 日程第 5 1 議員派遣について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

まず最初に確認とお願いでございます。発言の自由についてということで、議会は言論の府であり、また議員は住民の代表でありますから、住民の意思を議会に反映させることが要請されます。このためには議会において積極的な論議が行われる必要があり、議員に十分な発言権が保障されていることが前提となります。言論の府の構成員である議員には発言の自由があります。

しかし、議員に発言の自由があるといっても、地方議員には国会議員に認められているような免責特権は付与されていません。

また、会議における秩序ある運営を行うため、市議会会議規則にありますように発言の時期、場所、回数、品位の保持等について一定の制約があります。つまり自由勝手に発言できるものではなく一定のルールがあり、その範囲での自由といえます。発言は発言者だけのものではなく、議員であれば住民全体を代表して行うものであり、それだけに発言は慎重であるべきであります。このことについて改めて確認をお願いいたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に追加議案として送付してございますものは、執行部からは報告第1号から議案第41号までの5件でございます。本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議案付託表、委員会調査報告書、議員提出議案第1号、第2号、第3号、第4号、議員提出決議案第1号、議員提出意見書案第1号、第2号、議員派遣一覧表、以上11件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、佐々木隆義議員、原田茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。この際、日程第38、報告第1号から日程第42、議案第41号までを、会議規則第21条の規定により日程の順序を変更し先議したいと思

います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第38、報告第1号から日程第42、議案第41号までを、日程の順序を変更し先議することに決しました。

日程第38、報告第1号から日程第42、議案第41号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、追加提案いたしました報告1件、議案4件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、平成21年12月28日、市所有の自動車による公務上の事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、3月10日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたすものであります。

議案第38号は、美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

江原多目的集会所は、現在市において直接管理しておりますが、昨年来、地元に対し譲渡に関する意向調査を行いましたところ、譲渡に対する同意が得られましたことから、後ほど議案第39号で提案いたしますが、地元に対し無償譲渡を行うこととするため、美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

議案第39号は、財産の無償譲渡についてであります。

これは、議案第38号で説明しましたように、江原多目的集会所を地域に密着した施設として有効活用していただくことを目的に、地元へ直接管理をゆだねるため、建物を無償で譲渡することについて、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、平成21年6月6日、萩市大字樁の国道において発生した市マイクロバスと歩行者との衝突事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第41号は、美祢市教育委員会委員の任命についてであります。

美祢市教育委員会委員のうち、清水昭夫氏は、本年5月21日をもちまして任期満了となります。

つきましては、後任の委員として、前田耕次氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました報告1件、議案4件について、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより報告並びに議案の質疑に入ります。

日程第38、報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第39、議案第38号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第38号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第40、議案第39号財産の無償譲渡についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第39号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第41、議案第40号和解及び損害賠償の額を定めることについての質疑を

行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第40号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第42、議案第41号美祢市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第41号を採決いたします。本案について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔前田耕次君 入場〕

議長（秋山哲朗君） この席から、前田耕次殿。只今議会におきまして、教育委員会委員に同意されましたのでお知らせをいたします。

続きまして、只今教育委員会委員に同意されました前田氏よりあいさつの申し入れがありました。前田さん。どうぞ。

教育委員会委員（前田耕次君） 前田耕次でございます。一言、簡単ではございますがごあいさつを申し上げたいと思っております。

只今村田市長さんより御提案のありました美祢市教育委員会の教育委員任命議案に対しまして、市議会の御同意をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新生美祢市になりましてはや3年がたちますが、学校現場では確かな学力の向上や心の教育の問題など、さまざまなことにつきまして教育委員会が取り上げ頑張っ



ておられることを伺っております。

この美祢市におきましても、少子化に伴い複式学級を持つ学校がふえてきておりますが、今こそ学校、家庭、地域が知恵を出し合い協力して、地域に根ざした学校づくりが必要ではないかなと考えております。

私は、美祢市の教育の充実、発展のため、微力ではございますが全力を挙げて頑張りたいと思います。

市議会の皆様、今後御指導よろしく申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） ありがとうございました。

それでは、前田さん、御退場をお願いいたします。

〔前田耕次君 退場〕

議長（秋山哲朗君） この際、暫時休憩をいたします。

この間に議員の皆さんは、建設観光委員会、総務企業委員会の開催をお願いいたします。

午前10時15分休憩

.....

午前11時05分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第1号から日程第37、議案第36号までと、日程第39、議案第38号から日程第41、議案第40号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） おはようございます。それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案9件につきまして、去る3月4日、午前9時30分より委員8名出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第7号）について、御報告を申し上げます。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,521万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億4,420万1,000円とすることについて、本委員会所管事項に関することについて説明を受け質疑を受けました。

委員より、新規就農者が取り組もうと思ったが取り組めなかった、その理由は何かとの問いに対し、執行部より、就農円滑化対策事業補助金で、該当者は現在農業を営んでおられるが、パワーショベルの購入費について、自己資金の資金調達について、本人が総合的に判断をされて、本事業を辞退されたものであるとの答弁がありました。

引き続き、委員より、美祢市の中山間地域で一番の問題は、鳥獣被害で特にシカ被害がひどく、これの防止経費も相当なものがあるが、これに対する対策事業の要件説明を求めたのに対し、執行部より、平成20年度までは県が4分の1、市が2分の1、地元が4分の1で事業を実施しておりましたが、21年度より県補助金が中止となり、市の補助金2分の1のみでの実施を投げかけたところ、3集落より実施の申請がなされました。22年度におきましてはその4分の1を地元負担として、残りを市費及び国費で対策を考えておるとの答弁でありました。

また、委員より、市長はよく「住みよく、夢のある美祢市を」と言っておられるが、最近の高齢化あるいは限界集落等を考えれば、鳥獣被害の拡大により耕作できなく、収穫ができないなど生活にかかわる問題となりつつある。現在、個人に対して何も無いわけで、市として小規模でも申請があれば単独で対策に取り組む方針を出し、広報で周知をされてはいかがかとの問いに対し、市長より、市町村合併が進み中山間地域を抱えた市も増加しております。このことから市長会としても鳥獣被害の議論は重ねており、田畑を守ることは基礎自治体の使命であります。特に平成21年度は、県知事より県補助金の財政が厳しいということで補助金がカットされました。そのことから市税の再配分をどうするかということにもかかわってきますので国・県に強く要請し、財源の配分を適切に実施したいとの答弁でありました。

委員より、農業費、林業費の県支出金に相当の減額補正があるが、見積もり減とか入札減であればわかるが、補助事業では採択要件等いろいろあるが、これをクリアできないためだとすれば問題があるが、市はこの点、指導は十分しているのかとの問いに対し、執行部より、去年は被害等のため市民の方に十分な事業説明が届い

ていなかったと思う。今後は留意し内容等の徹底を図りたいとの答弁でありました。

委員より、災害復旧の補助対象災害の個人負担は何%かとの問いに対し、執行部より、農業用施設費、林業用施設、小規模治山事業について、それぞれ補助率、自己負担率の説明がありました。

引き続き委員より、激甚災害の個人負担は5%くらいで間違いはないかとの問いに対し、執行部より、農地については、美祢市地域は93.6%、秋芳地区において同じく93.6%、美東地域は95.6%の国庫補助率である。農業用施設については、美祢地域97.5%、秋芳地域も同じく97.5%、美東地域99.0%の国庫補助率であるとの説明を受けました。

委員より、通常の災害復旧事業は激甚災害事業とでは地元負担額に逆転現象が生じるが、単独災害の補助率を市が決められているのであれば、条例改正をして差異が生じないようにできないかとの問いに対し、市長より、現行の小規模災害復旧事業は、単独市費で実施しておりますが、激甚災害とは関係なしに災害等に対応しており、激甚災害と比べると補助率に差が生じるが、昨年7月に大きな天変地異が発生したため、国の法律に基づいて査定が行われ、国の責任において激甚災害指定を受けたもので、激甚災害の指定から漏れたところも激甚災害並みに単独市費でやるとなると、わずかしかない全収入の20%しかない市税の中から、大きな災害が生じたときは、国の力を頼って災害復旧を行うという、この現状に御理解をお願いしたいとの答弁でありました。

本案につきましては、その他に質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）について、御報告を申し上げます。

執行部より、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億2,600万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ24億1,703万9,000円とするとの説明を受けた後、委員より、リフレッシュパーク施設業務費において合計で839万円の減額となっているが、これは一生懸命やられた結果であると思うが、もう少しその内容について説明をお願いしたいとのことに対し、執行部より、21年度は予算編成時にはA重油の単価が85円でしたが、現在ではほぼ58円相当額であること。また、昨年7月、トロン温泉の給湯ボイラーが破損していたものを新ボイラーに更新したため、

熱効率がよくなったことによる重油の消費量が減少したこと。電気料については、不要時の消灯節電に努めたこと。清掃業務委託費を予算化しておりますが、職員で対応した等が大きな効果としてあらわれたとの説明を受けました。

また、委員より、リフレッシュパークで清掃作業を職員で実施し、経費削減ができたとのことであるが、他の観光施設においても職員なり臨時職員で実施されたら減額が出ると思うが、その取り組みの考えはとの問いに対し、執行部より、他の部署については委託職員がおりますので業者任せではなく、なお一層の節約に努めたいとの答弁でありました。

本議案につきましては、その他に質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市手数料条例の一部改正について、御報告を申し上げます。

執行部より、現在、県が行っている屋外広告物等の許可申請が平成22年4月1日より事務移譲されることに伴って、美祢市の手数料条例の一部を改正することについて参考資料をもとに説明を受けました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税減免に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

執行部より、平成19年6月11日、国において企業立地法が施行され、美祢市におきましてもこれに類した条例として、美祢市過疎地域自立促進法に基づく固定資産の課税免除に関する条例と美祢市企業立地奨励条例の二つがあります。

今回、当該条例が認定されますと高度技術産業、環境医療産業、地場産業という広い分野の業種が対象となり、立地した企業に対しては固定資産税が3年間課税免除されます。また、県税の不動産所得税についても免除され、さらに、企業者におきましては、日本政策金融公庫の低金利の融資が受けられること、併せて課税免除した固定資産税額の75%を地方交付税として交付され、加えて5%の特別交付税が課せられるというもので、参考資料により現行条例と優遇措置の違いの説明がありました。

委員より、課税免除に対しての75%は3年間続くのか、それとも1年間のみか

との問いに対して、執行部より、3年間であるとの答弁でありました。

本議案につきましては、その他質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市総合観光振興計画審議会条例の制定について、御報告を申し上げます。

執行部より、第一次美祢市総合計画で基本目標に位置づけられている観光交流の促進の実現に向けて、美祢市総合観光振興計画を策定するもので、この策定に当たって、諮問機関を設置することを目的に地方自治法第138条の4第3項の規定により本条例を制定するものでありますとの説明でありました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市営住宅条例の一部改正について、御報告を申し上げます。

執行部より、秋芳町上里団地ほか8団地31戸の解体及び下領北団地の建て替えに伴う所要の条例改正をするものでありますとの説明がありました。

委員より、住宅マスタープランはまだ策定されていないと思うが、その策定期間についての問いに対し、執行部より、旧美祢市時代に策定したものを現在継承しておりますが、総合計画の上位計画により、23年度には住宅マスタープランの見直し、そのため22年度には、具体的な資料データ等の分析をし、できるだけ23年度には、業務委託できるよう今後検討中でありますとの答弁でありました。

引き続き委員より、昭和28年、29年ごろに建設した住宅を平成22年、23年ごろから逐次建て替えるとマスタープラン計画にあったと思うが、これが次期マスタープランにどの程度引き継がれるかとの問いに対し、執行部より、23年度には業務委託をして見直すこととしており、旧美祢市のマスタープランも平成13年ごろ策定しておりますが、23年度から10年間の計画を考えており、環境状況も変化すること等が想定されることから、そのこと等も最大限考慮しながら策定していきたいとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほか質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市火災予防条例の一部改正について、御報告を申し上げます。

ます。

執行部より、改正理由として、平成20年10月1日に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災により多数の死者が発生したことを踏まえ、総務省消防庁において平成21年6月に個室ビデオ店等の開催安全対策についての報告書が取りまとめられ、全国消防長会議において、個室型店舗の避難管理として各個室の避難経路に面した外開き戸が自動的に閉鎖する措置をとるとの火災予防条例の一部改正案が取りまとめられ、本市においても個室型店舗の避難管理を盛り込むための所要の改正をするものであるとの説明がありました。

委員より、美祢市内で個室型店舗と認識をされている店舗があるかとの問いに対し、執行部より、美祢市内には現在存在をしないとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほか質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画の策定であります。本件につきましては、経営健全化計画であることから、広く議員各位の意見を聞き、深く議論を重ねることが重要であることから、総務企業委員会、教育民生委員会との3常任委員会の連合審査会を開催することについての全委員の賛同を得た後、開催日時、場所等は3月4日、午後1時より本会議場で決定することといたしました。

よって、この審査については、議案第36号字の区域変更についての報告の後に御報告を申し上げます。

それでは、議案第36号字の区域変更について御報告を申し上げます。

執行部より、今回の字の区域変更は、美祢市伊佐町下村で実施をしている美祢下村土地区画整理事業で、平成17年度に事業開始をし、本年度末をもって完了するもので、事業面積4.3ヘクタール、事業関係者11名であること、また字界につきましては図面をもって説明を受けました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

最後に、議案第35号美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画の策定について御報告を申し上げます。

これは、当該特別会計において、平成20年度決算に伴う資金不足比率が経営健

全化基準以上になったことから、関係法律の規定に基づき、平成21年10月より実施された個別外部監査の結果を反映した経営健全化計画を策定し、単年度の黒字目標額を平成22年度以降、2億円程度と見込み、13億7,300万円の資金不足額を6年間で解消するとするものであります。

本議案につきましては、先ほども申し上げましたように3常任委員会の連合審査という手法をとらせていただきましたので、その審査の内容につきましては、議員各位、十分御承知と思いますので割愛をさせていただきますが、主立った意見を申し上げます。

まず、この計画は、国・県とのある程度の協議がなされたものであるか、一つ、秋吉台家族旅行村の今後のあり方等について、一つ、秋吉台科学博物館及び化石館の運営と展示物内容等について、一つ、秋芳養鱒場の経営健全化の地元雇用問題等について、一つ、観光事業に関する指定管理者制度のあり方について、一つ、外部監査の26条の2項の解釈について、等について真剣に議論が2時間30分にわたって展開をされました。

この連合審査会を受けまして、午後3時43分より建設観光委員会を再開をし、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

引き続きまして、本日、本委員会に付託をされました議案第40号和解及び損害賠償の額を定めることについてにつきましては、委員全員出席のもとで審査を行いましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案につきましては、執行部より、本件につきましては、秋吉台リフレッシュパークのトロン温泉利用者がグラウンドゴルフコース利用者の送迎用マイクロバスの交通事故に関することとございます。

平成21年6月6日土曜日、萩グラウンドゴルフ協会の大会が秋吉台グラウンドゴルフ場を主会場として開催されることから、会員21名が午前9時にサンライフ萩で乗車後、国道262号の萩市大字椿地内を美東町へ走行中、午前9時7分ごろ、国道改良工事の土木作業員、63歳男性です が道路反対側へ資材を運ぶ目的で、横断歩道のないところを急に歩道から車道に飛び出され、マイクロバスに接触、作業員が転倒したものであります。作業員のけがの状況は、顔面から転倒したことにより、顔、額、鼻などの挫滅傷 皮膚が切れることとあります のため4カ所を縫い合わせ、また鼻を骨折したことから4日間入院となったものであります。

治療の期間は、平成21年6月6日から122日間であり、4日入院、46日の通院で完治したとのことで、マイクロバスが加入している保険会社である社団法人全国市有物件災害共済を介して示談交渉を進めたところ、本事故の過失割合を美祢市80%、相手方20%とするもので、損害賠償金の総額を266万2,022円とするとともに、既支払金234万3,327円を除く31万8,695円を支払うものとするものであります。

なお、相手方に対する損害賠償金につきましては全額保険金対応となるものであり、市費の負担は生じておりません。

この事故において、乗車中の萩市グラウンドゴルフ協会の方及びマイクロバスの運転手であるシルバー人材センター会員には負傷者はなく、マイクロバスは左前方が相手方と接触したため、サイドミラーを破損及びフェンダー3カ所の衝撃痕があるものの運転に支障来すものではありませんでしたとの説明を受けました。

質疑、意見を求めるも特に質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、建設観光委員長の報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今から、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案6件につきまして、去る3月5日、教育民生委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず最初に、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を御報告申し上げます。

執行部より、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,521万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ



192億4,420万1,000円とするものでありますとの説明に対し、委員より、補正予算の説明の仕方について、当初見込み額に対して増減の理由を執行部サイドで統一してくださると理解しやすいとの前置きがありまして、次のような質問がありました。

まず、児童措置費の児童手当支給事業と衛生費の女性特有のがん検診について、当初見込み数と実績、併せてがん検診については減額が多いがどのような住民説明をされたのか。

次に、奨学金利子として5,000円増があったが、その利用者の状況はどうかとの問いに対し、執行部より、まず、児童手当について当初4,635人を見込んでいましたが、今年2月の最終数字は延べ4,364人で271名の減少であります。また、非被用者児童手当は当初941名の見込みのところ、901名で40名の減であります。特例給付は36名の見込みが23名で13名の減、被用者小学校修了前特例給付について、当初1万7,421名の見込みに対し354名の減、非被用者小学校修了前特例給付者については、当初3,384名の見込みに対して137名の増であります。続いて女性特有がん検診についてですが、国の示す受診率は50%、美祢市の対象者は子宮頸がん698人中1月末現在69名、受診率9.6%、乳がん検診は993人中12月末現在138名で13.9%となっています。

受診率が大変低い状況であります。受診に対する環境も考えねばなりませんし、啓発にも力を入れる必要があると考えます。

また、美祢市奨学金の貸し付け状況についてであります。平成21年度3名でありますとの回答がありました。

委員より、当初予算より減額が非常に多い。人口減もあるだろうが、受診したくても受けられないか、あるいは周知が足りないか、そのあたりをどう受けとめているのかとの問いに対し、がん検診は健康増進課、特定健診は市民課、生活機能評価は高齢障害課で実施しています。集団検診については事前に申し込み制にし、広報等でPRしておりますとの回答に対し、委員より、PRの方法に努力をされたいとの要望がありました。

次に、委員より、美東中の弓道場改修工事の時期についての質問に対し、執行部より、子供の安全の問題でありますからできるだけ早急に行いたいとの回答がありました。

委員より、嘉万史跡公園の改修工事について200万円の補正予算がついているが、カヤぶき屋根や入り口の破損がひどく、内部の展示物の盗難も危惧される。管理委託先及び契約状況を伺いたいとの問いに対し、執行部より、昨年度までは管理委託をしていましたが、高齢化により、ことしは私ども課員による草刈り等を実施しております。入り口の戸の破損、戸は破損というよりも老朽化のためのゆがみによるもので、これも私どもで補修をしておりますとの回答に対し、委員より、多くの文化財がありパトロールも大変であろうと思われるので、所有者や地域住民の協力を得て管理者を選定するのがよいのではないかと意見が出されました。

また、委員より2点の質問がありました。1点目は、私立保育園の補正が減額になっているが、現場は臨時職員ばかりで対応するようになると聞くが増額は困難か。2点目は、老人福祉費の返還金212万1,000円の中に貸与車両の補助金が入っているのかとの問いに対し、執行部より、1点目は村田市長より回答がありました。私立保育園については市にとって大事な子供を預かってくださる施設であります。今回の補正は、国の単価の引き下げと園児の減少ということで御理解をいただきたい。

2点目については市民福祉部長より回答がありました。廃車の車について、県から財産処分の申請書を提出するように指導がありました。国の処分の承認というのはまだ得られていませんが、内々に計上するようという指導があった部分について計上しております。承認待ちという形になりますが、日にちが来れば20日以内に支払うような形になりますとの答弁がありました。

委員より、意見として、予算の見込額と実績が大幅にずれて補正を行うことについて、予算編成時に精査・検討がもっと必要ではないか。福祉関係では1億2,400万円の減額、それが不用額ならば市民福祉に回せるのではないかと意見に対し、村田市長より、福祉サイドは国の制度に定められており、実績に基づいて補助金をいただいて給付することが基本ですから、余ったら他に回すというたぐいの予算ではありませんとの回答がありました。

本議案につきましては他に質疑・意見はなく、採決の結果、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御報告いたします。

執行部より、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億1,575万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ34億5,175万5,000円とするものですとの説明に対し、本議案につきましては、質疑・意見はなく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,277万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,688万2,000円にするとの説明に対し、本議案に対しましても質疑・意見はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致にて可決されました。

次に、議案第5号平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,928万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,222万5,000円とするものでありますとの説明に対し、委員より、施設介護サービス給付については、国・県の補助金として追加補正予算されているにもかかわらず、一般財源が1,745万8,000円減額になっている。その仕組みはどうなっているのかとの質問に対し、執行部より、老人保健施設、医療施設、介護老人施設等、過去3年間の実績で予算計上をしていますが、病状の重度化が多くなって療養費がふえたために基金の繰入金で対応したので一般財源がマイナスになっているとの説明がありました。

また、委員より、地域支援事業で、配食サービス事業の委託料や成年後見制度利用支援事業費が減額になっている。高齢化が進展している中で増加するものと考えがどうかとの問いに対し、執行部より、配食サービスに対しては、在宅で生活される方が対象であり、施設入所や死亡等で減になりました。成人後見制度については実績がありませんとの回答がありました。

その他、本議案に対しましては質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり全会一致にて可決されました。

次に、議案第7号平成21年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,936万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,899万4,000円とするものでありますとの説明に対し、この議案に関しましても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

最後に、議案第25号美祢市体育施設及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

執行部より、本議案は、美祢市青景運動場を廃止するものであります。もともと施設の目的は、地域の親睦と融和を図るため造成されましたが、過疎・高齢化の中、利用者の減少、運営委員会の解散もあり、所有者から返還の要請が出ました。区長の同意を得て返還するものでありますとの説明に対し、本議案に対しましては質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案6件につきまして、審査の経過と結果についての報告を終わります。

次に、その他の項として協議いたしましたことについて御報告いたします。

委員より、カルストの湯は、硫黄・フッ素イオンの基準が高く、療養型の湯として最近利用者がふえている。

しかし、最近、入浴客の中で意識を失ったり、気分が悪くなったという声を聞いているが、状況把握、データチェック等はどのようになっているかとの問いに対し、執行部より、昨年夏と冬に2回、硫化水素について検査をしています。その結果、特に問題はないとのこと、換気の工事についても建設課と相談をしましたが、必要ないだろうということでした。ことしについても検査を実施し、その結果を待っているところでありますとの回答がありました。

また、委員より、大嶺中学校、伊佐中学校、秋芳北中学校の3校からなる軟式野球部大嶺クラブチームが全国大会に出場されると聞いたが、何らかの形で生徒を励ます対策を考えてほしい。明るいニュースであるからMYTでも報道をしてほしいとの要望に対し、市長より、美祢市の誇りでありますから、去る3月19日に激励会を予定しておりますとの回答がありました。

以上で、去る3月5日に開催いたしました教育民生委員会のすべての報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。安富議員。  
22番（安富法明君） 1点だけ。質問というよりはちょっとお願いになるうかと思うんですが、嘉万の史跡公園の話がございました。これの管理について、昨年までは管理委託を個人だろうと思うんですが管理委託をされておって、高齢化のためにことしからは課員といいますか、職員なのかもしれませんが草刈り等をやっておるという報告でございました。要するになかなか管理が困難であるということだろうと思うんですが、私早く言えばよかったんですが、数日前に地区の人に話を聞きまして、それが草が繁茂したりして大変困っている、環境も悪いということで、もし個人でなくて集落に委託管理をある程度話されたら我々もやってもいいがなあってというような話がちょっとありまして、もしできたらそのような形で検討していただけたらどうだろうかというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） これ御意見ということですか。今の委員長報告に対する質疑ですから、ちょっと。

22番（安富法明君） 委員会としてもそういうふうな管理上の問題をこの協議をして検討して見ていただきたいということですか。ですから、委員長、しましうとかしませんとか言うぐらいのことになるうかというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 委員長、何かコメントありますか。はい。布施委員長。

教育民生委員長（布施文子君） 次の年度は、また教育民生委員会のメンバーも変わるかと思えます。この件につきましては、次の委員会に引き継ぎをさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

この際、暫時午後1時まで休憩をいたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時17分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より総務企業委員会の委員長報告を行います。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案10件につきまして、去る3月8日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その経過と結果について審査の順に従って御報告申し上げます。

初めに、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,521万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億4,420万1,000円とするものであり、本委員会所管の事項についての説明がありました。

本議案については約4時間にわたって多方面から御議論いただきました。議論の中では資料の提出の求めや、同じ項目で複数の委員から質疑がありましたので、主な項目ごとに御報告申し上げます。従って、報告の順が前後しますが御容赦願います。

まず、退職手当について、委員より、今後職員の新規採用もあると思うが退職勧奨は続けるのか、またふえた退職手当の財源はどのようにお考えかとの質疑に対し、執行部より、退職勧奨は継続していきたい。現在美祢市は、市の人口規模からすれば既に一般職の職員数は下回っておりますが、まだ職員の総数を減らしたい。しかしながら、組織としてある一定のところ年齢が偏るよりもフラットな形が望ましいので、その辺もかんがみて、今後は財政的な面と市の職員の総数を10年先、20年先、30年先を見越した上で職員の採用を考えていきたいと思っております。また、退職金については通常の定年退職は当初予算で既存財源に基づいて対応を考えております。今回、大幅な勧奨に伴う退職者については補正を行い、退職手当債で財源を措置しております。今後の予定は、財源的に非常に厳しい状況の中ではありますが、できるだけ起債については借りず、既存財源で手当ができるものについてはしていくということと、将来的な財源負担や基金の積み立てとの兼ね合いも含めて、現年度の平準化も考慮した上で最終的な判断をする形での支出になろうかと思っておりますとの答弁がありました。

次に、固定資産税について、委員より、当初予算より1億900万円伸びているがその理由についてはどうか、また一般住宅も含めてどの程度どの地域に新たな住宅建設が進んだのかとの質疑に対し、執行部より、固定資産の評価の基準日は1月

1日となっており、あらかじめ判明しているものについては随時調査をしておりますが、基本的には1月1日の基準日をもつての家屋調査となります。また、償却債についても同じく1月1日の基準日をもつて1月末を期限として申告していただいております。予算編成時には経済情勢から固定資産税についても税収にかなり影響が出るものと予想しておりましたが、申告された償却資産の内容を精査する中で、予算を固めに見過ぎたことが判明しました。予算の修正をその後しようと試みましたが、既に新年度予算が固まっていたわけであります。また、平成21年度の一般住宅の新築及び増築家屋は、木造が134棟、非木造が68棟、企業等の工場あるいは倉庫等は非木造の中に入るかと思えます。そのうち旧美祢地域は新築家屋46戸、増築家屋14戸、旧美東地域は新築19戸、増築11戸、旧秋芳地域は新築25戸、増築19戸でございますとの答弁がありました。

次に、社会復帰促進センターの固定資産税課税減免について、委員より、今後どうされようとしているのか、また増設が予定されている施設に対してはどうなるのか、また減免を決めたときにSPCとの約束事があったと思うが、履行状況はどうかとの質疑に対し、市長より、平成20、21、22年の3ケ年で課税免除を行うこととなっており、総額にして約9,400万円程度の課税免除となっております。平成21年度で約3,130万円程度です。23年度から現在の状態で課税免除がなくなった時点では、おおむねその程度の税収があるのではと考えております。この減免措置が終了した後については22年度で切れますから、23年度以降については法に従って、いただける固定資産税についてはいただきたいと考えております。

また、300人増設される部分の税の取り扱いですが、今の制度に従ってどうできるかということがありますから、もし減免措置がとれるということであれば、私がまた政治的な判断をとらせていただきたいと考えます。

また、SPCとの約束事ですが、当時小竹市長がSPCと話された内容というものがありまして、平成20年度、21年度、22年度末までに、それぞれ市内在住者の就労の機会を50%、55%、60%と上げていきたい。また、物資の市内の調達はそれぞれ0%、35%、40%と上げていきたいということを19年12月10日の総務企業委員会の中で答弁しておりますが、平成21年3月31日現在の市内の雇用は約40%、物資は約30%と聞いておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、約束は守られていないという認識でいいのか。議会もこの約

束を守るからということで承諾したわけですので、21年度において履行されてないということになれば、22年度は減免する必要はないのではないかと思いますがいかがかとの質疑に対し、市長より、合併前の当時の市長と議会サイドとも、当初から固定資産税は減免しないということで動いておられましたが、最終的には市長の政策判断で減免することを平成19年12月議会に当時の市長が提案をされて可決されたという経緯があるようです。なぜそれが変わったかといいますと、SPCと市のほうでそういう話が綿密に行われた上で、市とすれば市民及び地域の振興に大きな効果があると判断して3年間の固定資産税全額免除をすることが決められたと思います。その当時交わされた約束事で3年間減免するということですから、22年度まで減免します。それに対してSPCは約束されたことが達成されていないという現実がありますので、我々とすればそのとき決められた3年間の減免だけで終息をさせて、以降はいただけるものは法に従って固定資産税はいただくということ。なおかつSPCにはさらに強く達成を求めていきたいと思います。なお、固定資産税をいただく場合、これは目的税ではありませんので入った瞬間に一般財源になります。ですからイメージとして例えば1年間3,000万円あればそれを地域振興のために充てていきたい。また、刑務作業にも誘致をした責任上、赤字を出しながら全面的に協力をしていることがあります。これも一般財源で補てんをしながら行っている状態であり、これからもやる限りは受けざるを得ないということがありますので、そこにも充てていく。またその他の実際育成や豊田前地域あるいは美祢市全域の振興に充てていくことで考えていくべきだろうと思っておりますとの答弁がありました。

次に、情報の一元化について、委員より、議案の説明で秋芳地域の加入説明会ができないとか言われましたが、去年の臨時議会で指定管理者制度について議論しました。もう一つは、去年の9月議会で情報の一元化ということで全協でも勉強会をやって、その中で秋芳町や美東町、旧美祢市も補助金や負担金の軽減というのを議論した覚えがあります。しかし、今の秋芳町の事業で説明会すらできないという状態をなぜ今日まで我々が知らなかったのだろうかという疑問を持っております。私自身が聞き漏らしたかもしれませんので、関連の議事録と提案説明を出してほしいという要望があり、休憩を挟んで関連の資料を提出いたしました。

委員より、情報の一元化ということで21年1月16日の臨時議会において指定



管理者の問題が出ました。そのときには2月5日、2月9日と都合3回臨時議会を開いてもなかなか結論に達しなかった。その中で執行部より、「事業の目的はあくまでも美祢市の情報の一元化であるということからするとどうしても山口ケーブルビジョンだと、山口ケーブルビジョンなら情報の一元化はできるんだ」という答弁があり、いくら議論を重ねてもそういうことで話が進んでいって議会側も納得せざるを得ず、山口ケーブルビジョンに決まったという経緯があります。その後、突如21年12月9日の特別委員会のやりとりの中で「一元化については当初の目標達成のためには今後の詰めが必要だ」という言葉が出てきます。その後18日に一元化に向けて、今度は「3月議会には情報整理して示す」という結論に達していると読みとれます。指定管理者をこのケーブルビジョンにするのは情報の一元化をするためにはここでなくてはいけないということでしたから、相当の詰めはされたと思いますが、現実には今からその詰めについては示すという話になっています。なぜこんなことが起きたのか、またMYTの自主番組や今後地デジが入った場合どうなるのかとの質疑に対し、執行部より、平成20年10月16日に市長と部長と担当課長で山口ケーブルビジョンを訪問しまして、先方の社長、専務、常務、顧問と会い、実はこれから秋芳地域のケーブルの補助金の確保について、総務省あるいは山口県にお願いをしたいと考えているが協力していただけるかという相談をしましたところ、しまししょうということで、秋芳地域のケーブルの敷設についてもいわゆる情報の一元化についても、美祢市さんのおっしゃるようにならざるを得ないという確認がとれましたので安心をしましたとの報告の後、時系列で県内テレビ局へ再送信のお願いに行った説明や補助金内示に至る説明がありましたが割愛をいたします。その後8月に補助金の本内示があり、情報の一元化は当然できるという話で進んでおりました。山口ケーブルビジョンがMYTの指定管理者であることから美祢市が事業主体で指定管理の中でMYTの番組を美東・秋芳に流し、また多チャンネル部分を山口ケーブルビジョンから提供していただくということを想定して協議をしてまいりました。山口ケーブルビジョンといたしましては、制度的問題などいろいろあると言っておりましたが、じゃあその制度的問題は何かということではなかなか個別具体的に説明は明確に話していただけませんでした。どういった問題があるのか協議をして、12月議会のときに3月議会で問題を明確にするということで1月からそういった協議を始めましたが、結局2月にずれ込んでしまい、一たん協議をし

したが、なかなか問題が個別に出てこないということで2月19日山口ケーブルビジョンへ出向き再度協議をし、このままでは帰れないからと強く申し入れて説明を求めたところ、自主放送につきましては山口ケーブルビジョンのチャンネルを独占するような形になりますので、それについては送出装置とかいろんな機能が要ると。それからまた、広告主、サプライヤー等についての契約とか内容の変更になりますので、これもなかなか難しいということ。それからまた、指定管理ではなくて現状では山口ケーブルビジョンに事業主体そのものを一本化しなければ難しいのではないかという話が向こうから明示されまして、市といたしましては事業主体が主として指定管理の中でやっていただくということです。ずっと話をできておりました、事業主体が変わるとなれば条例改正どころか条例そのものがなくなるような根本的なことですので、19日の協議の中で私どもびっくりした次第でございますとの答弁がありました。

この件につきましては、その後議論がありましたが、20年10月のトップ会談での話と大きく乖離してきており、このままでは情報の一元化は難しく、市長も大変憤慨され、委員会としても納得がいくことではないので、休憩をしてその間に山口ケーブルビジョンに対して改めてトップ会談の申し入れをすることとし連絡を取りましたが、あいにく先方の社長が不在ということで、日程については市長の日程と調整して、責任を持って協議の場を設定し調整することとなりました。

その他の質疑・意見は省略させていただきますが、慎重審査、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,018万4,000円とするとの説明がありました。本議案についての質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第4号）であります。

執行部より、今回の補正は収入において、業務予定量の決算見込みによる収益の見直し及び病院事業の資産購入並びに施設改修に充てる財源の確保により、国庫補

助金と一般会計負担金の追加補正を行うとともに、支出においては、決算見込みによる所要の調整を行うものであります。

その結果、21年度の美祢市病院事業全体の予定損益計算書における当年度純損失を7,892万円と見込み、当年度未処理欠損金を13億9,546万8,000円とするものでありますとの説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、美祢市の療養型の医療施設として、美東病院は9床と美祢には医療を受けてすぐ介護施設のグリーンヒルがありますが、今の介護型の医療施設で基本的に対応できているとお考えなのかとの質疑に対し、執行部より、委員御質問の療養病床というのは介護療養型病床のことだと思います。現在、本市の病院事業におきましては、療養病床あるいは介護といった病床で、美祢市立病院に医療療養型の病床が49床、美東病院には医療療養型が31床と、介護療養型病床が9床、合わせて40床、さらには、介護保険施設としてのグリーンヒルが70床あります。現在のところ療養型の病床や老健施設、さらに一般病床をうまく連携させながら、最適な医療と介護について提供できているものと考えております。今後はこの夏までの国の動向などを注視しながら、患者やその家族の方が安心していただけるような体制とすることが大切と考えておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、もともと合併をするときに一市二町の中で二つの公立病院ができると、この二つの公立病院を支えて頑張っていきたいということで村田市長が抱負を語られ、二つの市立病院を守りながらいくためには、地域医療との関係で各医院、開業医さんとの診療科目も含めた、きちんと調整された役割を果たしていくことが重要なのではないかという報告はかつてあったと思いますが、現状地域医療との関係、地域医療の確保という点と、美祢市立病院の産婦人科と小児科の現状と今後の見通しはどうかとの質疑に対し、執行部より、1点目は、新年度の本市の重点事業の中にもありますように、地域医療推進協議会という市の医師会や郡の医師会、また市立病院、美東病院の医師などと地域医療を考える組織も立ち上がり、その中で連携あるいは役割分担等を検討、構築してまいります。

2点目について、現在小児科は、これまで合併直後は美祢市立病院、さらに美東病院と分散して非常勤の先生型に来ていただいておりましたが、本年度より美祢市立病院に集約しております。皆様方の御希望としては常勤医師ということでありま

しょうが、今のところ市立病院で月曜から金曜のすべての日において診療ができる体制をとっておりますので安心していただきたいと思っておりますとともに、適切な利用をお願いしたいと思います。産婦人科につきましては、現在、美東病院において週1回、大学のほうから来ていただいて婦人科診療をしております。一番問題の産科については現体制では難しく、各方面からこの御意見を承っておりますので、引き続き努力してまいりたいと思っておりますが、まだ見通しはたっておりませんとの答弁がありました。

その他の質疑・意見は省略させていただきますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、執行部より、この条例は病院等事業に地方公営企業法の全部を適用すること。また、水道事業会計の統合準備作業等のため、組織の機能強化を図る必要性から上下水道課を上下水道事業局に改編すること、また、商工労働課を建設経済部から総合政策部へ移管すること。さらに、高齢障害課の名称を高齢福祉課に変更することなど、組織機構を改革することに伴い、関連する美祢市行政組織条例ほか11の条例について所要の改正を一括して行うために制定するものであります。施行期日は平成22年4月1日としておりますとの説明がありました。

本議案について質疑・意見は省略させていただきますが、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号美祢市産業振興推進審議会条例の制定について、執行部より、この条例は市の産業振興に資するための地方自治法第138条の4第3項の規定により、執行機関の附属機関である産業振興推進審議会を設置するために制定するものであります。

この審議会は、産・学・官の関係者を主とした委員20人以内で組織するものとし、各分野の視点から、農林業や商工業、観光等の産業を広く総合的に調査していただき、市の産業の振興にお力添えをいただくために設置するものであります。審議会の具体的な作業としては、現在、市議会の産業振興対策特別委員会で御審議をいただいております産業振興の基本条例案の作成に携わっていただくとともに、条例制定後は、その内容に沿った事業の進捗状況や成果の検証等を行っていただき、産業のさらなる振興のために御意見等をいただくことを想定しております。施行期

日は平成22年4月1日からとしておりますとの説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、予算措置は幾らされておるのか、また、会議の予定は年に何回ぐらいかとの質疑に対し、執行部より、予算措置は商工費の商工総務費の中に委員報酬として30万円を計上しております。条例では20名以内の委員ということですが、実際に報酬をお支払いするのが15名ぐらいと想定しております。その15名で年間に4回の会議という想定で30万円の報酬を計上させていただいておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、審議会構成員について、女性の登用や地区別に平均的にしてほしい、また、強い意志を持って積極的に物を言う人を入れてほしいとの意見がありました。

本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、執行部より、このたびの条例の一部改正は次の4つの内容により所要の改正を行うものであります。一つ目は事務所の位置について、4月1日から現在の老人福祉センターの建物に変更することに伴い、その位置を美祢市大嶺町東分283番地1に変更すること。二つ目は、三光簡易水道の水源の変更に伴う事業認可変更によって、給水人口を変更すること。三つ目は東厚保町の熊の倉地区において、飲料水供給施設の完成に伴い熊の倉簡易水道として供用を開始するため、新たに水道事業の給水区域に追加すること。四つ目に、上下水道課の組織改編に伴い、上下水道課を上下水道事業局に変更するものであります。施行期日は公布の日からとしておりますとの説明がありました。

本議案についての質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市簡易水道設置条例の一部改正について、執行部より、このたびの条例の一部改正は、美東簡易水道の給水区域内において、4月1日から新しい行政区が新設されることに伴い給水区域の中に長田団地を加えるものであります。また、事務所の位置を4月1日から現在の老人福祉センターの建物に変更することに伴い、その位置を美祢市大嶺町東分283番地1に変更するものでありま

す。施行期日は4月1日からとしておりますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号美祢市病院事業管理者の給与に関する条例の制定についてと、議案第32号美祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関する条例については関連があるということで、執行部より併せて説明がありました。

それによりますと、これらの議案は、地方公営企業法第2条第3項及び同法施行令第1条第1項の規定に基づき、本市の病院等事業を本年4月1日より同法の一部適用から全部適用へと経営形態を移行することに伴う条例の整備であります。

まず議案第31号は、新たに本市の病院等事業に管理者を設置しますことから、この管理者の給与等に関する事項について条例で示すものであります。

次に、議案第32号は、経営形態の移行に伴い病院等事業に勤務する職員は、事務職も含めて一般職員から企業職員へとその身分取り扱いが異動しますことから、これら病院等事業職員の給与の種類及び基準について条例で定めるものでありますとのことでした。

両議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、執行部より、これは山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、退職手当支給事務を共同処理する団体に宇部市交通局を、また、非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に下松市を追加すること、及びこの追加に伴い規約の一部を変更することについて市議会の議決を求めるものでありますとの説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました市長提出議案10件についての報告を終わります。

続きまして、その他の報告をいたします。

委員より、ちまたには今度美東病院は老人ホームになるのではというような話があるみたいです。二つの病院について、あり方検討委員会も含めて検討した結果、

市長の強い意志を持って公営企業法の全部適用ということで病院管理者を設けて、その経営改善を図りながら維持していくということですので、広報等を通じて、今からどういうふうな形でこの二つの病院が維持されていくのかということ、また市長の思いを広報等で市民の皆様にご伝えていただければと思うのですがとの意見に対し、執行部より、ちょうどこの4月から病院事業は、地方公営企業法が全部適用となる大きな節目にも当たりますし、病院事業管理者も設置をするということがありますので、広報等で市民の方に周知をするようにいたします。確かにそういう風評があるというのはずっと耳にしていますが、それを払拭するという意味もありますので、その辺は徹底をいたしますとの答弁がありました。

続きまして、本日、本委員会に付託されました議案第38号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第39号財産の譲渡についてつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

それでは、議案第38号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止について御報告申し上げます。

執行部より、この施設は、昨年6月議会におきまして、条例の一部改正を行い、地元の江原多目的集会所管理組合が指定管理をしておりましたものを、期間満了に伴い平成21年9月1日より7ヶ月間、市において直接管理してまいりました。当施設は、昭和61年に農林振興生活改善を図る地域住民の交流施設として建設され、国の補助事業により施設です。財産処分に係る国の基準を満たすこととなります24年が平成22年3月であり、このたび3月9日付をもちまして、適正化法、財産処分の承認を得たところであります。利用の実態が地元に限られていますことから、地元に対し、譲渡に関する意向調査を行った結果、同意が得られましたので、地元は無償譲渡を行うことを前提に、美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでありますとの説明がありました。

主な質疑について御説明いたします。

委員より、建物の用地についてと地元へ譲渡した場合、維持管理等についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、用地につきましては地元の用地です。維持管理につきましては、譲渡した後は地元管理となり地元で維持管理を行うこととなりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、譲渡後の修繕費等の補助金についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、今後の修繕等の補助につきましては、修繕等の補助金条例が適用となりますとの答弁がありました。

本案につきましては、その他質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号財産の譲渡について御報告申し上げます。

執行部より、議案第38号で説明しました秋芳町江原の江原多目的集会所を地域に密着した施設として有効理由していただくということで、地元の江原多目的集会所管理組合に無償譲渡することについて、地方自治法第237条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものでありますとの説明を受けました。

本案につきましては、意見を求めるも質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 徳並伍朗君 登壇〕

予算審査特別委員長（徳並伍朗君） 只今より予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、付託されました議案13件につきまして、3月9日から12日までの4日にわたり審査をいたしました。

なお、各議案における委員よりの質疑につきましては、詳細にわたり、また、ほとんどの議員が委員でありましたことから、ここでは省略をいたしますけれども、採決の前に村田市長出席のもと総括審議を行っておりますので、その審議内容につきまして、要約して御報告申し上げます。

それでは、主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、美祢市のまちづくりについて、意見をお尋ねしたいとの問いに対して、



市長より、健全な財政運営をして、まず地に足が着いた地域社会をつくること、そして、市全体の振興を考えた中で、旧一市二町単位で考えていただきたいと思いません。新規事業として、ふるさと創生未来交付金事業を創設し、各地域審議会単位で1,000万円ずつの予算を計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、新規事業である市道草刈り作業報奨金支払事業についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より、この報奨金があれば何集落かが話し合いをされ、地域を守るために草刈り作業を計画的に実施されるきっかけづくりになると思います。結果として、通学路や市道が守られるということで予算化しましたとの答弁がありました。

また、委員より、市民に対して予算をわかりやすく周知するための予算ガイドブックについてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より、市民の方に予算のことを知っていただくために御配布をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、業務委託料の金額はさまざまですが、業務委託料は、競争と透明性を持って執行する必要があると思いますが、委託料の決定方法についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より、公平性、透明性を高めるため、入札に類似した方法で決定するものもあります。委託の数が非常に多いため、すべて同じ方法はとりませんが、最終的には私が判断させていただきますとの答弁がありました。

また、委員より、人件費の構成比率が22%であるが、今後の人件費の構成比率についてお尋ねしたいとの問いに対して、市長より、今後職員一人ひとりの能力を高めることにより市民サービスの向上を図りたいと思います。このことにより職員数を圧縮していきたいと考えております。そして、人件費比率は将来的に下げていく方向で考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、交流拠点都市・観光立市と言われていますが、限界集落への施策について危惧する声があります。このことについてお尋ねしますとの問いに対して、市長より、今後さまざまな仕掛けをしないと将来的にも夢も希望もないと思っています。交流拠点都市という言葉で旗を掲げていますが、市民の方々に理解いただき、地域審議会とも連携をし、美祢市全体の振興を取り組みたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、水道事業の会計統合に向けて、資産価値の確定のための調査をされると思いますが、相当の時間を要すると思います。今後のスケジュールについ

てお尋ねします。また、企業会計に移行した場合の料金体系についてお尋ねしますとの問いに対して、市長より、会計統合に向けて資産を調べ評価していくことは時間が要しますが、平成22年度中に完成させたいと思います。そして、平成23年度当初より会計統合を起こしたいと考えております。

また、水道料金につきましては、会計統合をした瞬間に水道料金を統合することは考えておりませんとの答弁がありました。

その他の質疑・意見は省略いたしますが、以上、委員会では慎重審査の後、各議案ごとに採決を行い、採決の結果につきましては、本委員会に付託されました議案13件につきまして、全議案、賛成多数にて原案のとおり可決をされました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案13件につきましての審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

〔予算審査特別委員長 徳並伍朗君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算審査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算審査特別委員長の報告を終わります。

続いて、産業振興対策特別委員長の報告を求めます。産業振興対策特別委員長。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） それでは、産業振興対策特別委員会の報告を行います。

当委員会は、去る 日にちが入ってない。済みません。15日。（「15日」と呼ぶ者あり） 済みません。申しわけありません。私メモ派なんですけど、時間だけ9時31分からって書いてあるんですけど。 去る15日に委員会室において、1名の欠席で委員会を開催いたしました。

当委員会では、これまで産業振興条例の設置について並びに十文字原団地の開発計画等を求める課題について、3番目に、人材育成の取り組みの経過、現状について、4番目に、まちづくりの一つとして、総合支所、旧秋芳庁舎、旧美東庁舎のあり方について、この4点について調査、審査を続けてまいりました。

今回の産業振興条例につきましては、既にこの予算、22年度予算で産業振興条例審議会の制定ということで予算設置がなされ、条例設置に向けて審議会を制定をし進めていきたいというのが執行部よりの提案でありました。とりわけ美祢市の

産業振興に資する条例ということで、産業振興に積極的に取り組むことで市の発展と市民生活の向上に寄与するという目的で設置する条例です。商工業、農林業、観光業を含めた美祢市の産業を一体的にとらえた条例にしたい。平成22年12月策定予定の観光振興計画を踏まえて、整合性をとって条例を制定したい。並びに産・官・学で構成した機関で条例を審議してもらおう。この3月議会に条例審議会の条例の制定ということで、その審議会委員は20名以内と、とりわけ審議会委員の構成については事務レベルで考えているのが県の考え、県民局、農林事務所、畜産技術部、畜産試験場、企業立地推進室、その他市内の事業所、商工会、JA、森林組合、青年会議所、観光協会、さらには学校関係で山口大学、下関市立大学、青嶺高校、成進高校、その他各地域の審議会、そうした専門的な分野について市の関係部署の農林課、商工労働課、観光課等が事務局として支えていく。各関係部署との連絡を密にして、意見を審議会に持ち寄って総合的な判断をしてもらって審議を進めていきたい。このような内容の提案でありました。

これに対して、委員より、意見が出されたのは、今後のスケジュールについてですが、4月に構成メンバーを決定し、第1回の会議を開きたい。12月までには素案を作成し、来年の3月に条例提案を目指したい。こうしたスケジュールで進めていきたいということでありました。

また、さらに委員より、総合計画、実施計画、観光計画を条例に基づいて体系化していくこと、市の特色を条例の中に取り込められるかどうかをお尋ねしたいという意見がありました。それに対して、執行部より、総合計画についても基本構想、基本計画、その下に実施計画があります。基本計画については5年の前期・後期、実施計画は3年での見直し、現在の段階で最良のものをつくり上げていくということです。後に変更があれば柔軟に対応していく方法を考えていますという報告でありました。

次に、十文字原の団地の現状と今後の対策についてです。平成22年1月13日に県地域振興部地域政策課へ県知事あての要望書を提出し、その後1月29日午後副市長とともに県地域政策課へ再度要望のため訪問。県は県内の状況から現状を直ちに十文字原の活用、開発等というのは困難という見解が出されている。しかしながら、県・国の有力情報は速やかに連絡を市にするという約束をいただいた。

2月18日に県の部署3カ所を訪問、農林水産部、農林水産政策課を訪問、県農

業試験場の誘致について、移転については白紙の状況、跡地の利用活用が決まらな  
いと難しい。

総務部学事文書課を訪問、教育施設の誘致について。少子化による新設の計画は  
ない、大学、専修学校の県内進出の情報もない。

土木建築部道路建設課を訪問、ハイウェイオアシスについて。国土交通省からの  
補助がない、美東サービスエリアと共用等の問題がある。県へのアクションを引き  
続き起こしていきたい。

こうした執行部の報告に対して、委員より、今聞いた範囲では山口県内の県庁へ  
の訪問しかしていないのでは、民間、その他への訪問についてはどうなっているの  
か、現在は県しか訪問していない。事業コンペ方式による民間活力の案を上げてい  
ます。4月に入ってインターネットを通じて募集、問い合わせがあれば積極的に売  
り込みに行きたい。こうした執行部の報告に対して、あくまでも、委員より、受動  
的ではないか、能動的に活動を積極的にいろいろ広げていく必要がほしいという意  
見が出されました。

3番目に、人材育成の取り組みの現状と経過について、現在の取り組みについて、  
執行部より、就職支援の相談に関する事業、民間事業を連携に関する事業、企業家  
の育成事業、ICT推進事業、企業育成、アウトソーシングに関する事業の五つの  
事業を実施している。就職支援の講座に関する事業、就職支援講座、障害者雇用相  
談、人材バンク、建築等を 構築等を年間を通して開催。民間企業連携に関する  
事業、パンフレットの作成、企業訪問活動を通じて取り引きの拡大、新商品の開発  
を図る事業、さらには、企業家の育成事業、小・中学生を対象に若い企業者に出向  
いていただき話をしていただく。企業者発掘セミナーについては年3回実施、ICT  
推進事業では情報推進技術の能力の向上等の事業、企業育成、アウトソーシング  
に関する事業、アウトソーシング勉強会、プロポーザル勉強会等の実施をさらに強め  
ていきたい。こうした意見に対して、高卒者の就職、求人募集については、高校卒  
業者の就職は非常に厳しい、5月求人確保月間ということで、市内の企業に市長も  
お伺いして求人をお願いしている。就職祝い金制度がありますが、平成20年度で  
13名、平成21年度17名に支給している。こうした報告がなされました。

さらに、総合支所の移転については、現在の総合支所を中心に地域審議会に投げ  
かけている。審議会の中でどのようなことが話されていって、進捗状況からすれば

非常に進み具合が厳しい。建物の老朽化の話は聞いているが、移転をしてほしいという直接的な意見は出されていない。こういう意見、報告がなされています。

さらに、執行部より、美東・秋芳の総合支所は老朽化している。使い勝手が悪いのは事実、合併時庁舎の問題もあった。本庁舎の位置の問題も出てくる。当面は補修しながら使っていきたい。地域審議会で議論していただけたらと思っている。さらには、耐力度調査、耐震調査をしないといけない。平成22年度は市技術職員で簡易的な調査を実施。詳細の耐力度調査も実施が必要なら予算化も考えていくことが必要だ。後日こうしたスケジュール的なものについては議長を通じて報告していきたい旨が執行部に伝えられ、以上、三つ、さらに地域のまちづくりの支所の移転、あり方等について、この四つの点につきまして、これまでの審議の経過を見ますと、当委員会はこうした総合産業振興条例の設置が22年度事業として予算化されこの4月より進められていく。さらには十文字原団地の現状と今後の推移を見ますと、今後、とりわけ22年度により、県や国との関係でどう具体化していくかと、こうした問題が引き続き調査が必要ではないかという意見が出され、当委員会はその後委員会の調査活動も含め、そのあり方は今後議長と相談をしていくということで委員会は閉会をいたしました。

これをもって産業振興特別委員会の委員長報告を終わります。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 産業振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。観光振興対策特別委員長。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 登壇〕

観光振興対策特別委員長（安富法明君） それでは、観光振興対策特別委員会の最終報告をいたします。

お手元に報告書が届いているというふうに思います。きょう付の報告としております。1枚目めくっていただきまして、目次になっております。それを開いていただきますと1ページ、議長あてに、観光振興対策特別委員会最終報告書といたしております。

1として設置の目的、これは議会において設置をされたときの目的でございます。2として委員の氏名、3として審査事項、観光振興に関する事項ということで全般的なことということになっております。4として、審査の結果でございますが、本委員会は特別委員会の設置目的に沿って12回の委員会を開催いたしました。また、勉強会、現地調査等を行ってまいりました。審査に当たっては、結果を報告書としてとりまとめ、最終的に美祢市が平成22年度に作成の予定である、これは観光振興計画になっておりますが、総合観光振興計画でございますに反映されることを望んでいます。

また、平成21年1月12日付で議長に中間報告を提出していますが、当日以降の協議に伴い、その結果を踏まえて修正をいたしておりますとしております。

1枚めくっていただきまして2ページ。総論と重点項目で4ページ程度にまとめております。読み上げて報告とさせていただきます。

美祢地域の観光は昭和27年に特別天然記念物に指定された秋芳洞、昭和30年に国定公園に指定をされた秋吉台を中心に発展し、昭和50年の山陽新幹線開業時には200万人弱の入洞客を迎える時期がありました。

しかし、近年の入洞客数は60万人台と最盛期の3分の1以下に低迷をしています。これは多様化する観光客のニーズや昭和30年代に建設をされ老朽化した施設に対する整備のおくれなど、観光マーケットの変化に対応ができなかったという現実があります。

平成20年3月、旧美祢市、美東町、秋芳町の合併により誕生した新生美祢市も2年を経過をし、この間新市の基本構想、基本計画が制定をされ、今後10年にわたるまちづくりの指針が示されました。豊富な観光資源を生かし、交流人口の拡大、観光産業の振興を図り、観光立市、交流拠点都市美祢を掲げ、基本計画では5年後の観光客数を市内で200万人 現在の1.4倍ですが、これに設定をしています。

この目標を達成するためには観光会計が抱える累積赤字の解消を図りつつ、集客、資源保護、安全管理上からも老朽化した拠点施設等の整備が必要であり、歳入歳出両面にわたる徹底した見直しを進めなければなりません。

歳出面では個別外部監査における指摘事項や県の行政状況実施調査に伴う指摘事項にあるように、年間を通した職員の適正配置や一部業務の外部委託など、民間的

経営手法の導入など、早期に経営効率の改善が求められます。

歳入面では集客体制の抜本的な見直しが避けて通れません。今日まで秋芳洞観光の集客体制は観光協会による年数回の宣伝活動や個人経営者の営業努力など限られたものであり、旅行代理店任せの発地型の観光地と言えます。これからは旅行商品の開発や特産品の開発に取り組みながら、観光情報の発信と営業活動を重視した着地型の観光地づくりを進め、市内小規模観光地点や産業にも波及効果が期待できる戦略的政策が必要です。

重点項目といたしまして、1、組織経営について。自治体の観光部門としての現状は縦割り組織で、分掌表により各部署に職員が配置をされていますが、観光業務は繁忙期と閑散期があり、柔軟な対応が求められます。業務内容は、営業部門、観光部門、開発部門、情報部門、人材部門等に区別できますが、その大半は民間企業（民間的経営手法）に委託したほうが効率的かつ機能的に運営される可能性が高く、特に営業、開発、人材部門等への導入は効果が期待できます。

観光振興の源泉は市民のやる気と協力体制であり、地元を中心とした受け皿組織がぜひとも必要であります。会計上は外部監査や県の指導を待つまでもなく、可能な部門には業務委託や指定管理者制度等の手法をとり入れ、業務効率の改善を図ることは喫緊の課題であり、地元を受け皿ができない場合は対象を広く県内外に求めるべきです。

また、営業部門には、市長が表明されております観光大使構想も名誉職としてではなく、実働部隊としての選任であれば効果が期待できると思われれます。

2といたしまして、世界ジオパーク加盟についてであります。世界ジオパーク構想は、ユネスコの支援を受けながら地域の社会経済的、文化的発展と重要な大地の遺産の保護を環境保護対策をとることで両立させようとするものです。この地域振興と資源の保護を両立させようとする考え方は、学術観光を掲げ自然保護に取り組みながら発展してきた秋吉台・秋芳洞観光に共通する点があります。ジオパークの指針となる保護、教育、持続的発展という観点から見れば、自然保護協会やエコツーリズム協会の取り組み、教育現場における秋吉台子どもガイドなど、さらには古くから秋吉台を農業用の採草地として利用するため山焼きを行ってきた習慣が今に伝わり、カルスト地形と地域産業が一体となって発展してきた現状は既にジオパーク加盟に必要な条件となる重要な部分を満たしていると考えます。

ジオパークとして承認されるには、しっかりとした運営組織と運営計画をつくり上げることが必要で、設立はボトムアップ方式で行われ、将来も経済、文化的な発展を続けられるような政策を地域にとり入れることが求められます。地域との深いかかわりを抜きにして成功はあり得ないとしています。

また、ジオパークの組織は公的機関、地域社会、私的団体及び研究、教育機関などから構成され、その企画運営や経済文化の発達計画や活動に当たるとしていることから、推進に当たっては行政、各種機関、団体等が横断的な協力組織をつくる必要となります。世界ジオパーク加盟を推進することで世界的知名度の向上が期待できますが、地元や地域社会の協力が不可欠であり、現在観光会計が抱える経営上の課題解決の面からも地元関係者の協力が必要であり、両面を見ながら進めることが重要であります。

注意として、世界ジオパークガイドラインの中にとして、「ジオパークは、大地の遺産の保護に関する条例や国内法令を尊重しなくてはなりません。大地の遺産が公正に管理されていると見てもらえるように、その運営母体は、(いかなる産地のものであろうとも)と括弧してきておりますが、ジオパーク内での「岩石や鉱物や化石」の販売に直接かかわってはなりません。また、目先のことしか考えない地球遺産や鉱物や化石標本の販売など、持続性のないあらゆる地学標本類の販売は積極的に阻止しなくてはなりません。とあります。この件につきましてはエリアの徹底も含めて要検討課題となると思っております。

このページの先ほどちょっとつまづきましたが、一番上の行がダブっております。恐れ入りますが線を引いて消していただくと2行目からつながってまいります。よろしく願いを申し上げます。

3番目として、秋吉台科学博物館についてでございますが、市内には秋吉台科学博物館、美祢市歴史民俗資料館、美祢市化石館など合併により三つの類似した施設があり、研究施設としても展示施設としてもすぐれた内容と評価されています。特に秋吉台科学博物館は、今後も学術観光の秋吉台、秋芳洞をアピールする重要な拠点施設ですが、世界ジオパーク加盟に当たっても必須条件であります。

しかし、築50年以上経過し、十分に使命を果たせなくなっている理由から、3施設を統合する規模の新しい博物館の建設が必要であると思われれます。建設位置については自然保護と観光振興設立の経緯や、学術研究の立場から広谷地区に



移設と、台上との意見が完全に集約をされてはいませんが、ジオパーク加盟推進と併せ課題の解決を図らなければなりません。

4といたしまして、空き店舗対策について記載をしております。広谷地区には現在大型の空き店舗が放置された状態となっています。閉店後10年後以上経過をし管理も十分にされていません。台風シーズンには近所の施設に被害が及ぶのではないかと市に対策を依頼する声が届いております。観光地としての景観、イメージも悪く、早急な対応が必要です。当事者は債権者と地主であり、話し合いの上で解決されるべきであります。秋芳洞、秋吉台の玄関口であり、市としても周辺の拠点施設に対する整備計画を立て、当事者ともども解決に努力すべきであると考えます。

以上、重点項目として主要な4項目について列記いたしました。組織づくりなどのソフト部門と拠点施設整備などのハード部門は車の両輪であり、地元の協力体制を構築し、双方をバランスよく進めることが最も重要です。

その他につきましては10ページ以降の主要観光拠点、施設に対する提言書により述べております。また、審査に当たり使用した資料のうちの一部を後ろのほうに添付をいたしておりますので、併せて御一読願えたらというふうに思っております。

以上で観光振興対策特別委員会の最終報告といたします。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。山本議員。

15番（山本昌二君） 済みません。3ページのど真ん中です。ジオパークとして承認されるにはという次の行に、「設立はボトムアップ方式」というように説明されてます。これ私ちょっと、済みませんが、御説明いただきたいというように思います。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

観光振興対策特別委員長（安富法明君） ボトムアップ方式っていうのは、反対の用語で言えばトップダウンっていう言葉があろうかというふうに思うんですが、要するに下から積み上げていく協議の仕方です。ですから、要するに地域住民なり地域団体が底から盛り上げていくような体制づくりをしないとなかなかうまくいきませんよというのは講師先生のおっしゃったことでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光振興対策特別委員長の報告を終わります。

この際暫時、２時４０分まで休憩をいたします。

午後２時２６分休憩

.....

午後２時４１分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を求めます。交通・情報ネットワーク化推進特別委員長。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会はこの３月議会にてまとめの委員会とし、現在の問題点、今後の課題等をまとめ、報告書を議長に提出することを冒頭に、委員の了解を得て委員会を開催いたしました。

初めに交通の件を審議し、１２月議会以降のミニバスの運行の状況、また、今後の課題等の説明を執行部より受け、委員より五つの今後の課題、問題提起の御意見がありました。

一つ目に、今後もミニバスを地域になじむように継続して運行してほしい。

二つ目に、通学バスの確保をお願いしたい。特に高校生への配慮をお願いしたい。

三つ目に、料金格差の是正をお願いしたい。特に路線バスの定額料金化に向けて努力していただきたい。

四つ目に、交通不便地域をまんべんなくミニバス運行を推し進めていただきたい。

五つ目に、ミニバスの調査対象範囲を早く広げて対応していただきたい。

この五つの課題や、問題提起を村田市長へ報告し、市長より、今５点ほどのこの協議の中で出てきたということで私に対する意見、要望という形になろうかと思えます。非常に大切なことばかりだろうと思っておりますので、この御意見を十分に尊重させていただき、これからの公共交通網の確保について鋭意努力をしまいいり

たいと思いますとの前向きな答弁をいただきました。

続きまして、情報のほうであります。前回の12月議会での議論の中で、委員会として考えておいた情報の一元化と説明のほうがずれているのではないかとということで、この3月議会までの間に情報一元化に対する問題点、課題をまとめていただくようにしておりました。その内容の説明を執行部より受け、当初、この特別委員会での説明とも大きく変わってきており、市長の政策の根幹の部分になり、委員会の御意見は、まとめますが、全議員さんへ、現段階での問題点を周知していただくため、議長へ議員全員協議会を開催していただくよう要請いたしました。

また、最後に、市長より、情報の一元化に向けての今後の取り組み、思いを述べていただき、村田市長より、山口ケーブルと美祢市との間で、ボタンのかけ違いがあり、山口ケーブルの社長と私が認識しておったことがここに至ってずれてきておる部分があります。しかし、情報一元化は、新市の一体感の醸成することに大切なことだと思っております。今後先方の社長と十分協議をしていただき、その中で解決、調整をしていき、情報の一元化に結びつく形に持っていきたいと考えておりますとの考えを述べていただきました。

また、先ほど2年間における当委員会の報告書を議長あてに提出し、また、全議員さんへも配付させていただきました。これをもちまして報告にかえさせていただきますというふうに思っております。

以上で、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕  
議長（秋山哲朗君） 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 委員長にちょっとお尋ねをしたいと思えます。

この報告書を見させていただきますと、最後が3月29日、市長が山口ケーブルビジョン社長と協議予定というところで終わっているわけでございます。その前が2月22日ということでございますが、どう見てもちょっと中途半端な気がいたします。

そこでお尋ねなんです、情報の一元化が委員会においても若干困難であるというような話でございます。そこで、デジタル対応として、もう前提が。デジタル対応として技術的に可能なのか。それから、予算がまたどの程度かかるのか。それが

ら、完成時期がいつごろになるのか。この3点についてちょっと簡略に御説明願いたいと思います。

なお、委員会後、ちょっと全員協議会で我々も説明受けたんで、委員会以外の委員長報告っていうのは 質疑っていうのは大変失礼かと思いますが、大事なことで、委員長のほうから議長に了解をいただいたその上でお答えいただければなとこのように思っております。よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。どうぞ。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 議長に許可をいただければと思いますが、特別委員会ではそこまでの議論に至っておりませんでした。その後、先ほど報告いたしましたとおり、全員協議会を開催していただきまして、その中で山口ケーブルを呼び、説明を受けた内容がございますので、その内容を説明してよろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 許可いたします。はい。西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは、議長の許可をいただきましたので、竹岡委員の御質問にお答えいたしたいというふうに思いますが、昨日、全員協議会を開催して、議員の皆様には資料がお手元にあるかと思えます。

まず、デジタル対応の一元化ということでございますが、皆さん御存知のとおり来年の7月にはデジタル化が テレビのデジタル化が進んでまいります。そこに至ります間の経過でぜひ一元化をしていきたいと、この特別委員会でも当初から目的として取り上げてまいりました。

しかしながら、昨年12月議会ごろから雲行きが怪しいぞというような状況が生まれまして、12月議会から一昨日まで執行部並びに山口ケーブルのほうにどうなっているんだということで調査を依頼をしておりました。

また、その結果が、まずはデジタル対応での一元化については当面の間は難しいだろうということ。その間、難しいということですので、3年間から4年間は現行のアナログ回線を使った これはMYT、自主番組のみでございますが、アナログ回線を使った放送、これが猶予期間が3年から4年でできるだろうという政府の見解が出たということでございますので、そのアナログ回線を使いまして秋芳、美東への自主番組の放送を流すということになる予定でございます。

また、そのデジタルの回線ではなくてアナログを使いますので、その技術的にちょっと言いますと、デジタルをアナログにこのフィルターをかけてアナログとして流すと。デジタルの電波ではなくてアナログで流しますので、そのフィルターをかけるその装置に　これは山口ケーブルからの見積もりでございますが、まだはっきりとした金額ではございませんが360　約365万ほどそのフィルターをかける機器にかかるだろうということになっております。

また、当然期間という問題が今御質問の中でありましたが、この期間につきましては、今秋芳地区のデジタル化に向けての開局準備を整えようとしております。その開局準備が現在では6月末ごろに開局、秋芳地区の開局ができるであろうということでございます。それに伴いまして、これ予算が絡んできますので、これから市長と先方の社長とのトップ会談の中でどういうふうな結論になってくるかはわかりませんが、そのフィルターの機器をそろえるのがゴーサインが出れば、当然議会のほうにも連絡があるかと思いますが、約、その機器をそろえるのに3カ月程度かかるであろうということでございますので、夏以降、早くても夏、遅くとも秋には、今の自主番組の放送をアナログ回線を使って3年から4年間は秋芳、美東のほうに放送が流せるということになっております。

また、じゃあ3年から4年後はどうなるんだという問題でございますが、3年から4年後につきましては、これもまたちょっと業界用語になるんでしょうけれども、STBっていうセットトップボックスっていうですね、美東地域の方は御存知かと思いますが、この装置を普及をして、この多チャンネル部分の回線を使ってMYTの自主番組を流すというような構想のようでございます。

それにつきましては、また時期とそういった費用が当然、自己負担部分がかかってきますので、その辺をどういうふうに解決するかというのは今後の議論になるかというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君）　竹岡議員。

24番（竹岡昌治君）　委員長からの説明を聞いてもちょっとなかなかわかりにくいんですね。要するに来年の7月からデジタル化してくるということになれば、美祢市の方もそれに対応したテレビに切りかえていかなくちゃあいけない。ところがそのMYTを見ようと思うたらその中でアナログ変換をしなければ見ることがで

きない。これは美東も秋芳も同じだというふうに認識してもよろしゅうございますかいね。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 今の竹岡議員の御質問ですが、アナログの放送で3年間から4年間行うということですので、美祿の放送と美東、秋芳の放送もアナログでMYTの自主番組を流すということです。

なかなか言葉で説明するのがちょっと難しいんですが、回線が1本ありまして、その中にはデジタルの線が入ってます。本来ならばここにデジタルの線が2本入って2チャンネルで流せばいいんですけど、そういうことができませんので、1本はアナログの線を入れて、でアナログの線、今使ってるアナログの線、それを活用して流すと。本来ならば来年の7月からはそのアナログの電波を使えないんですが、政府の見解で3年間から4年間猶予をいただいたということですので、そのMYTにつきましてはその猶予期間において、アナログの線を最大限利用して、それを秋芳、美東、当然現在の美祿地域においても同じ方式で放送をするということになっております。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） それでは、そういたしますと、いずれにしてもMYTの自主番組というものは、当然MYTは指定管理者制度で今あるわけですが、きのうもちょっとお聞きしたんですが、いわゆるデジタル化するためにはその運営主体が変わらなくちゃいけないと。それじゃないとできないというような説明受けたんですね。そのときに私もちょっと質問させていただいたんですが、その辺がよくわからないんで、運営主体が変わるということになると、これはどう 運営主体は移行する必要があると書かれてあるんですね。そうするとMYTそのものはどうなるんだろうかなあという疑問が残ったまんまになったんですね。で、ケーブルビジョンは財産は動きませんよと。まあ私の財産っていうのはMYTそのもの、建物、機械、設備、それから今かなり私も年をとっておりますので、デジタルの中のあのチャンネルを操作してアナログにするって、でそれを見るということは大変わずらわしい。従って、長年美祿の場合は簡単に3チャンネルを押すことによって見ることもできた。私はそうした美祿には文化もでき上ってきたところだと思ってるんですよ。財産の中にはそうした設備も含めて、文化も含まるだろうという気持ちでの

うはお聞きしとったんですが、将来的に気になるのはMYTはどうなるんだろうかなあと。いわゆる要らないものになるのか、その辺が、もし要らないものになるとするならば、デジタル化っていうのはもっと早くから決まっていたわけですから、我々も含めて判断ミスがあったんかということになると思うんですね。その辺ももう少しちょっと詳しくお教えいただきたいのと、もう1点、この委員会が交通 いわゆる過疎地に、どう言ったらいいですかね。交通機関を、公共交通機関が非常にないということでのデマンドバスということについては、委員会の皆さん方もしっかり議論されまして、実証実験をされました。携帯の不感知地域のことについて、ある一定の方向性ができたのかどうか、その辺も含めて議論された委員会だろうと思うんで、もしわかればお教えいただきたいと。よろしくお願いします。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 1点目のデジタル対応で、MYTの指定管理者を山口ケーブルにして、この美祢地域全体をデジタルでMYTの自主放送を流すときに、どういった体制になっていくんだろうということの御質問だと思いますが、これは私が考える 委員会で議論したあれではございません。私が考える、私の個人的なあれになるんですが、今デジタルで放送を流すっていう大前提が当然ございます。放送を流すのが今言う3年から 自主放送のところです 3年から4年のアナログの猶予期間があって、それからもう完全にデジタルしないといけない。そうすると先ほど説明したセットトップボックスっていうのをまずリースなりレンタルなる買い受けてもらわないといけないんですが、MYTの自主番組放送は当然今指定管理者でやってます。年間9,000万程度ですかね。指定管理料払ってやっておりますが、これはそのまま継続していくべきだというふうに考えます。

じゃあ何が問題なんだというところになってくると、実は美東、秋芳におきましては、山口ケーブルが主体の事業主になっております。山口ケーブルっていうのが山口市、防府市、宇部市に入って、今15万世帯程度加入者の世帯があるということですが、そこで基本的な番組数、これが27チャンネルあって、それ以外に自分で見たい番組をセレクトしてお金を出していけば何チャンネル 最高90チャンネルぐらいっていうふういきのう説明でしたけれども、その程度は自分で料金を払えば見れていくというサービスがあるということです。

しかしながら、今美祢市、当然今の現状で考えても美祢市では、それだけの数のチャンネル数がございます。特にデジタルになりましたら九州波の再送信同意を受けないといけないという、これがまず大きな課題がございますが、そういった課題をクリアしても今現状見れているチャンネル数は見れますよと。しかし、秋芳、美東で見られている多チャンネルがどうしてもそこに契約ができないということで見れない。だから、要は今現状、美祢市が見れてるチャンネル数は変わらず見れるようにはできるとは思います。ここと次は秋芳、美東のこれから見れるだろう多チャンネルとの格差が生まれてくる。ここをどういうふうに埋めたらいいかっていうのが将来的には運営主体を一元したらそういうとこまでできますよというのがこの発想でございます。だから、現状はその指定管理者を続けてやっていくんだと。で、これはもう大方針ですから、これを外さないであれば今の言った、今現状の美祢市の番組は見れて、秋芳、美東は多チャンネルが見れるという、ちょっとその格差が今度は美祢市と秋芳、美東で出てきてしまうということです。

次に、携帯電話でございますが、携帯電話につきましてはいろいろ事業者、主要3社ございます。これの製作とか、いろいろ営業マンとかいろいろな方にお会いしてお話をさせていただきましたけれども、収益的事業で当然通信会社も行っております。本年度ぐらいまで国の鉄塔を立てるその整備事業の補助金というのがありましたけれども、御存知のとおり事業仕分け等でそういった予算も削られてきてるようでございます。そういったことからなかなか不採算地域、携帯事業者が手を出せないところにそういった補助金を出して鉄塔を立てていたところが、そういった補助金もなくなるということで、今のところ現状は難しいということです。

しかしながら、当然要望は受けていかないとこれは解消していきませんので、要望は受けていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。田邊議員。 マイクが入ってないんですが。マイク。

14番（田邊諄祐君） ちょっと一つだけ確認をしたいんですけど、アナログの間は要するにケーブルテレビの多チャンネルは見れないと、美祢市のほうは見れないと。美東は見れるんだということなんですけど、これは4年先には 最初の説明では来年の7月には見れるんだという説明を、我々私が委員長のとときに受けたんで



すけど、それがまあ三、四年おくれるということなんですね。

もう一つは、ちょっと、私素人なんで申しわけないんだけど、素人らしく聞こうと思うんですけど、もう一つ九州の、10チャンネルとか8チャンネルとか九州の番組が入りますね。これについては美祢の場合は入るんでしょうか、それから美東、秋芳はどうなんですか。その辺はちょっと説明してもらいたいんですが。そうということで、議長ひとつよろしくお願いします。（笑声）

議長（秋山哲朗君） 本来ならば全協でも聞かれても結構だと思うんですけども、特別に田邊議員さんの質問ですから、西岡委員長、許可します。西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） なんか執行部になってますけども。（笑声）

まず、多チャンネルの話ですが、これは先ほど竹岡議員からも御質問いただいたとおり、美祢地域の指定管理者制度を維持して自主番組を守っていくんだという大前提がございますので、この大前提がありますので、今のところは多チャンネルにつきましては今後の課題 美祢地域ですね、美祢地域においては今後の課題というふうになってこようかとなっていくふうに思っております。

それと、先ほどの九州波の話ですが、当然のことながら現在視聴できている九州波について、同意の交渉を執行部が鋭意努力されております。これにつきましては、まず県内の事業者、K R YとかT Y Sとかっていう民放各局があります。ここの各局の同意が得れないと再放送がなかなか難しいという現状がございます。で、まずそこを交渉する、その後に当然九州波につきましては当然九州に基地局がありますので、そこから電波をいただくように交渉していくということでございます。

そういったことから、本来であればデジタル開始後すぐにそういったことが見えるようにしないといけないのであらうと思えますけれども、現時点では九州波につきましても今のところT N C フジテレビ系列ですね。が1社ほどは同意していただいているようでございますが、そのほかにつきましては今鋭意努力している段階でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 昨日の全員協議会で山口ケーブルの職員の方に説明をして、ちょっと不十分じゃったんですけど、通常今自宅で、で美祢市の場合非常に独居老

人も含め高齢化率が高くて、お年寄りの視聴率っていうか、そこ今MYTさせんちゃんと映とる。お年寄りがMYTを見る比率が非常に高いんですね。で、特に幼稚園や保育園の運動会、地域の運動会から、それから各小学校、美祢市全体のアンモナイト、そうした行事を通じて自分とこの子供や孫が出ているかどうかまで含めて細かく見られている。

それから、当初は議会の放映は非常に評判が悪かった。だれが何を言うよるやら、市長の話は長ったらしゅうてわからんし、議員も何を質問しよるかよく理解できん。

ところが、何かの拍子で議会がお茶の間のワイドショーになって以来、多少おもしろみが出てきたという評判も、これもやっぱり一番よく見られているのは昼間の放送などを通じて、非常に高齢者の方が多いということが一つあるんですね。それが非常にこのアナログの場合はスイッチを押すことと3チャンネルの3を押すことでMYTが単純に見られる。ところがこのデジタルになると、私のところもテレビはアナログなんですが、チューナー、それこそDVDを見るやつのはんかは今度は違ったチャンネルの操作機が要るんで、それがデジタル対応のテレビのチャンネルになる。で、先日、デジタルになると3チャンネルが見にくくなるんじゃないかっていう質問をしたんです。そうすると山口ケーブルの方はそんなことはない。こっち側かこっち側かこのボタンを、デジタルとアナログ、間にBS・CSが入ってそのボタンをちゃんと押して、3チャンネルなら3チャンネルの特定したボタンを押せば見ることができます。

ところが、このチャンネルの枠の中で、この上の四つのデジタルとアナログを認識するという事は、今の美祢市のそのMYTの視聴者ですね、MYTの視聴者から見れば大変な困難な努力なり非常に複雑な問題が生まれるんじゃないかって心配をしているんです。で、結果として、結果としてですよ、ほいで、先日これ、市長と結ぶコミュニケーションという番組がMYTでドキュメンタリータッチに撮影されて、非常に大田小学校のほうで評判がよかったそうです。子供たちだけではなく、当然そういうDVDで学校に回ってますから、ある程度教員や保護者の方たちで見て、ぜひこういうものを引き続き積極的にやってほしいということで、これを作成されたものもMYTなんです。子供たちが、正味15分間しかなかったのも何でこんなに短いんですか、貴重な授業時間をとってということ、よくなぜ15分になったんかわからんけど、市長が多忙なためかどうかあったんでしょう。こういう地

域に根ざした番組の制作づくりでMYTの職員は非常にこう、人口の少ない、いろんな行事も限定されマンネリ化してきよる中に、少しでも新しい情報を仕入れながら、それをいかにおもしろく楽しくお茶の間に届けるかという努力をしてるんですね。

で、私がふとその山口ケーブルの説明の中で、チャンネルの違いの説明したときに、私性格がひねくれて往々にしてうがった物の言い方が多いんですが、少しずつ時間をかけながら3チャンネルを見にくくしながら、見るのに手間がかかってくる複雑にしながら3年後、5年後にこのMYTの管理を大きく変えていくという質問に対しては結局、財産は要らんがMYTの代表取締役っていう、並びに代表権のほうに欲しいんかって言ったら、それが必要になるでしょうということだったので、そうすると結果的にMYTとそれから田舎のですね、田舎の泥臭い番組編集づくりのと、それから山口から流れてくるスマートな地域のローカルニュースと比較させて、しかも見るのが非常にこちらでは単純であったがこちらでは複雑になると。その3年後、5年後を見定めながら、将来的にはMYTが、地域のですよ、地域の市民やそうした高齢者の方々からMYTは遠ざかっていって、視聴率が下がって、しかも、なおかつ、きのうの提案では、山口ケーブルのほうから機材の何千万かの機材と年間何百万の保守料が必要だと。それをじゃあだれが負担するのかといえば、そりゃあ宿題に残ったまんまで、受益者負担で利用者に負担がかかってくる。ということになれば、こんな邪魔くさいものは要らんのやないかと。

で、最もこのMYTが恐らく役に立って利用価値が高いのは、私は今の段階では私やのうて市長だろうと思うんです。このMYTを通じて非常に市長が市民にこう深く溶け込んでいってます。なくなって困るのも市長だろうと思う。

ところがこの、そこで最後に委員長に 長かったんですが、委員長にお尋ねをしたいんですが、私のひねくれた、ひねくれてうがった物の見方が、将来的にはないと、何らかの形で克服しながら、MYTはもうある面美祢市民の一つの文化なんですね。それである面少しずつ過疎になっていく地域を守りながら、その地域をやっぱり市民に知らせているという役割を果たしているんですね。それが、少なくとも私の人生はそれは長くないとすればあなたの人生は相当長そうなので、あなたの人生の将来にかけてこの3チャンネルと言われるMYTを守っていきたいという自信と抱負を少しだけ聞かせていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） ちょっと、南口議員。今の非常に委員長報告に対することで、今のこの委員長報告は、あくまでも委員会が終了した時点でたまたま昨日の全協でこれ事実がわかってきたということなんですよね。先ほど来より発言ありますように、この29日の日に向こうの社長とうちの市長がトップ会談やるということで、最終的な結果が出ると思いますので、必ずまた皆さんには全協等開きまして報告しながら、またこういう議論の場をまた持ちたいと思いますので、きょうはとりあえず前回の委員長報告という中で委員長の考え方を今聞くというのはいかなものかなという気がしますので、この次の全協でまた必ずそういう場を設けますので、そのときでよろしいですか。（発言する者あり）

そのように取り計らいをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、病院事業調査特別委員長の報告を求めます。病院事業調査特別委員長。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 登壇〕

病院事業調査特別委員長（竹岡昌治君） それでは、病院事業調査特別委員会の委員長報告を申し上げますが、先ほどは西岡委員長さんありがとうございました。質問たくさんいただきましたが、私のときにはできるだけ少なくしていただきたいと思います。（笑声）

去る平成22年3月16日、火曜日、午後1時30分から午後2時10分まで、委員全員と、執行部より、林副市長、それから藤澤病院事業局長、古屋市民福祉部次長、白井経営管理課長、それから篠田市立病院事務部の事務長、内藤総合政策部地域情報課長、井上美東病院事務部の事務長の皆さん出席のもとに委員会を開催いたしました。

当日はK R Y山口放送局の取材を許可いたしまして、夜の7時ちょっと前に、この市立病院のあり方についての放映がなされました。

委員会といたしましては、まず最初に、古屋市民福祉部次長より、地域医療に関するアンケート集計報告書について説明を受けました。

このアンケートの調査の目的は、地域医療を守るために、地域医療関係者がどのような考えを持っているか調査し、行政医療関係が連携し、保健・医療の連携体制の構築に資するために実施し、美祢市総合計画の基本計画の最初にあります、安全・安心の確保、人にやさしい医療・福祉が充実したまちづくりに資するものであります。

詳細な報告は省略させていただきますが、美祢地域医療推進協議会を設置し、医療関係の役割と行政の責務、それから市民の責務などの事項について、今後の政策に結びつけるとの報告がありました。

次に、本委員会は、平成20年12月10日を第1回目として、今回の委員会が6回目の委員会でございます。その結果を踏まえ、病院事業調査特別委員会の最終報告書をまとめ、委員全員に配付し意見を求めました。

美祢市は、合併と同時に二つの病院を経営することになり、財政的にも余力はありませんが、村田市長の基本方針は、市民の皆さんの安全・安心な基本理念のもとに安定した医療サービスを提供するために、二つの病院を存続経営するというのが市長の基本方針であります。我々の委員会もこれに基づきまして協議を重ねてまいりました。美祢医療圏の確立と二つの病院を存続経営するために、それぞれの病院の機能分担を明確にし、病院の経営形態の見直しとして地方公営企業の全部適用を行い、事業管理者の設置を決定いたしました。院外処方せんについても、薬剤師会と協議して実施することに同意いたしました。先日、議長のところにも薬剤師会から全員の署名を持って要望が出ております。

さらに、特に法定外繰り入れについては、病院のあり方検討委員会で原則禁止ということになっておりますが、議会側のほうは人材確保、人材育成等も含め、ある程度認めることにいたしました。

詳しいことは、机上に配付いたしております病院事業調査特別委員会の最終報告書をご覧くださいと思っております。

2枚目をめくっていただきましたら、病院事業調査特別委員会の設置目的、委員会の調査項目、7項目に上げて現状と課題、そしてまとめということで整理しております。

なお、詳しいことはかなり厚いので、時間があれば目を通していただきたいと。それぞれの議会におきまして委員長報告をいたしておりますのでごらんいただければ

ばと思っております。

なお、本報告書はけさ方秋山議長に提出をいたしました。

最後になりましたが、本委員会の委員各位並びに執行部の皆様に御協力賜り、本委員会が無事終結いたしましたことを心より厚く御礼申し上げまして、委員会の終結宣言と委員長報告を終わりたいと思います。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 病院事業調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、病院事業調査特別委員長の報告を終わります。

これをもちまして、観光振興対策特別委員会、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会、病院事業調査特別委員会の審査を終了いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

以上をもちまして特別委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。 三好議員、いいですか。

（発言する者あり）はい。そうです。 三好議員。

6番（三好睦子君） 反対意見を述べます。退職勧奨で退職者が 済みません。先日、住民の方から役場に行ったけど職員が減らし過ぎじゃと、職員の方が兼務じゃから 兼務なので役場に話に行っても話にならんと。職員を減らし過ぎじゃと言われました。全く同じ意見です。退職勧奨で退職者の方が予定以上になったことは本当に正職員の方、また働いておられる方たちが長時間労働を押しつけられて働きにくい職場になっているっていうことではないでしょうか。そして優秀な人材が失うことにならないかと思えます。退職勧奨は、これ以上職員を減らさないでいただきたいと意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 国保税を下げしてほしいという声がたくさんあります。そしてこの国保が高いと、減免制度を徹底的に活用を広がっていただいて、本当に親身に粘り強く、滞納もありますので粘り強く収納相談をするとか、減免制度を大いに活用するとか、そういったふうにやっていただきたいと思います。

国保が高いので反対意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今この議案の、平成21年度の美祢市国民健康保険事業、この特別会計補正予算についての反対意見がありました。賛成もないといけんと思いますので、しばらくちょっとお話していきたいと。

この国民健康保険制度についてはもう皆様当然御存知でおられると思いますけれども、この美祢市地域内において、この保険集団を形成する医療保険で、我が国の国民皆保険を根底から支える制度であるわけでございます。この被保険者のこの所得とかそして資産に応じた保険税を賦課して、そして相互扶助の精神によってこの事業が運営し成り立っているというのはもう皆さん御存知のとおりなんですよ。

そういったことで、被保険者からの保険税を徴集するとともに、もしこれ病気になった場合には一定の給付を行って、そして保険医療制度の一環として福祉を寄与する目的があるということでもあります。

そういうことで、この国民保険事業というのは保険税とそして国庫負担等の収入を財源として、そしてこの保険給付を主とする特定の支出に充てているわけでありましてけれども、いずれにしてもこの美祢市にあっては医療保険が高いというのは、これは高齢者が当然他市に比べたら多いから、おのずから医療費が若干他市に比べて高くなるわけでありましてけれども、そういった中にありながら低いこの保険税をそれでも維持しているわけです。美祢市にあってはですね。そういった不足分につ

いては繰越金やそして基金　今積み立てておりますけれども、こういった基金で補っているのが現状であるわけです。いずれにしても財源が非常に厳しい中であって、行政もしっかりとこの国民健康保険制度を守っていくためにしっかりと努力されているところは伺えます。

いずれにしても税の軽減等についても、これは当然法に基づいてしっかりと民意をくみ取りながら、適切に今後とも対応していただくということをお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君）　挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君）　御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ



ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対討論します。

この介護保険は年金から天引きですが、本当に少ない年金から天引きされて、いざ介護を受けようと思ったときはもう利用料が高くて受けられないと、だから利用の回数も減らしている。何とかならないかという意見もいただいています。この介護保険制度がもう受けやすいようにしていただきたいと思って反対討論といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 7 号平成 2 1 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6 番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

保険料の収納が減額になっております。それに督促手数料が 1 1 万円と書いてありました。増額補正になっております。このことは働けない 7 5 歳以上の方の高齢者に重い負担がのしかかっている証拠だと思います。高齢者に負担を重く、健康の保障が得られてはいないのではないかと意見を述べて反対意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 7 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 8 号平成 2 1 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 2 2 号美祢市組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1、議案第 2 3 号美祢市産業振興推進審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 3 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 2 4 号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 2 4 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 2 5 号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第26号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第27号美祢市総合観光振興計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第28号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第29号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第30号美祢市簡易水道設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第31号美祢市病院事業管理者の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第32号美祢市病院等事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第33号美祢市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第9号平成22年度美祢市一般会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） まず、議長のお許しがいただければ、平成22年度一般会計と特別会計予算書の予算見直し提言書を提出したいと思いますが、許可されない

でしょうね。

ということで、許可が、いやもう1議席あったら議案提案権はある、もう1議席。この予算書を大幅に見直す提案書を提出することができるんです。残念なんですよ。美東町と美祢市におると真ん中がおらんで。だれか協力されたら提案書、せん。(発言する者あり)反市長じゃろう。そうでもない。反市長の方がおられれば予算編成を見直す提案書を直ちにでもつくって提案をしたい。ところが残念ながらその権限がないので議長も許可してくれないし、ところがこの予算書、どこを見てもどれが悪いとかこれが悪いとかいうさしたるものはないんです。しかしながら、この予算書を編成したいなと思うところがないわけでもない。

例えば、この一般会計から美祢の市立病院と美東の協立病院にとりあえずお医者さんの確保するための対策室として1億円ずつ拠出したいということの思いはあります。さらに三好議員が年から年中、国保は高い、国保は高いと国民健康保険を切り下げてくれと、それは市民の声でもあります。とりわけ旧美祢市では俗に言う駅前商店街、伊佐商店街で長年なり合いをしてこられた方々、商売が成り立たないと。しかし、固定資産も含めて評価額が高いので、ある程度高い国民健康保険税が課せられると、これ応能負担ですからやむを得んと言えやむを得んのですけど、制度上、じゃあ特別欠陥があるかと言えそれを除いたら今度はほかのところの負担が行きますので、ところがやっぱり今、昔収入があったが今は収入がない。しかしある程度の土地家屋の財産があるために高い国民健康保険税が払えない。こういう声もありますので、国民健康保険の特別会計の方に私であれば一般会計となったら同じように2億円程度拠出すればある程度引き下げられるんじゃないか。ところが合計4億円一般会計から減らしたわけですね。これをどこでどう確保するかと、ここが難しいんです。それがなかなか総務部長であろうが財政課長であろうが簡単でこれできますかといっても答えられないと思いますから。しかしながら、私はその具体的な提案をする権限はありませんので、とりあえずこの一般会計予算書について反対のささやかな理屈とさせていただきます。

以上です。

議長(秋山哲朗君) そのほか、御意見は。田邊議員。

14番(田邊諄祐君) 22年度の一般会計の予算案については、執行部の皆さんは大変努力されたと思います。しかしながら、今こんなことを言うと叱られるかも

しれませんけど、今非常に財政難は皆さん御存知かと思います。今、名古屋で市長が大変頑張っておられます。これはやっぱり僕は美祢市で本当に残念なのは、本当に美祢市のその市民の気持ちと市の執行部の気持ちというのは必ずしも一致してないと思います。執行部は執行部の立場があると思いますけど、しかしやっぱり言うことはやすいんですけど、これを実行することは非常に勇気も要りますし大変だと思います。

大事なことは、やはり市長はもう少しやっぱりボトムダウンされて、やっぱり市民の一人ひとりの言うことを聞く、特に反対意見の人のをよく聞いてそれを予算化すれば僕は美祢市は本当によくなると思います。その辺はやっぱり非常に僕は残念だと思います。特に農林業関係については、余りにも矛盾が多すぎますし、その辺は本当市長さんが我々の意見を本当に市民の、私は農業については非常に苦労していますので、市民の意見をよく知ってますし苦労も知ってます。例えば、シカ、イノシシ、猿対策については今回2割5分という非常に思いこれ重税だと思います。皆さんの言うことを素直に聞いてもらえれば、例えば私の意見を皆さんと同じように聞いてもらえば、今の百姓の方、本当シカ、イノシシ、猿対策に苦労されんと思います。

しかも、やる気を起こして、結局人間ちゅうのはやる気を起こせば腰の痛いのも直るし病気もある程度カバーできると思うんです。そうしますと、先ほど国民健康保険は高いと言われますけど、僕は将を得るために馬を得る、ああいうことわざがありますけど、やはりそういう面から本当に市民の困っていること意見を聞く、しかも財政難、で行革ももちろん僕はやらんにやいけんと思いますし、それからいろいろ審議会がありますけど、まあまああなああでやるんじゃないくて、やはり計画を立てて失敗すればその辺はやっぱりきちんと総括をしてどこで失敗があったか。例えば、今デジタルの情報化の問題ですけど、これもですね、やはり三、四年は遅れるというのがやはり執行部の方は僕はやっぱり甘さがあったと思います。ですから、それからいろいろ今回いろいろ問題がありまして、私の意見も述べましたけど、やはりそういうものをきちんきちんと解決していかないと、私は市民の不信感というのはこれから先、うんと募ると思います。

従いまして、せっかく市長さんが本気になってこれから美祢市を変えようと言われておりますので、ぜひそういう底辺の意見は、それから市民が本当に美祢市をよ



くするんだという意見をよく素直に聞いてほしいんですよ。それこそきょうも女房が私に言いましたけど、あんたは正直で真心がこもっちゃうのになぜそんだけ反発するかっていうんですよ。

それから、私の余り言うちゃ悪いが、私がいろいろ今回200軒ばかり歩いて回りましたが、やはり田邊さん頑張ってくれと言われるんですよ。その辺をやっぱり素直に僕が受け取ってもらいたいと思います。ちょっとこう舌がもつれましたんで、余りこうどういうのかな、苦労しましたので血圧が上がったんだと思いますが、この辺で終わっておきますけど。そういうことでぜひ今までの考え方では、僕はやっぱり地方は、いくら地方分権やらますます悪くなると思います。

本当に、本当に市民の意見が通るような美祢市にしてほしいというのは、私本当今回いろいろ罰を受けましたけど、いまだにその情熱はだれが何と言おうと私はこれから戦っていこうと思います。

従いまして、市長さんがそれをわかると思います。ですから、市長さんは勇気を持って、これからとにかく財政が苦しいんで、ばたばた切る方は本当に皆さんが幸せになると思いますので、私はそういう意見を述べさせてもらいます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、言葉の訂正の中で、ボトムダウンと言われたけど、ボトムアップじゃないかと思えますけども、その辺いいですか、訂正されんでもいいですか。

14番（田邊諄祐君） いやちょっとそれはよくわかりやすいように説明します。

要するに上を向いて政治をやれば必ず破綻が来るし、やっぱり市民一人ひとりのいかに積極的な意見というか、これから美祢市をよくするという意見をだれも持っておられると思えますけど、その辺を十分率直に市長がいかに聞き入れられるかだと思います。これはばたい言い方ですけど、巧言令色鮮し仁と、剛毅木訥近仁ということわざもありますし、口だけでは僕は政治はできんと思いますよ。やはりその辺を小竹さんなんか本当に僕言ったことあるんですけど、あれ剛毅木訥近仁というそのもの、言葉そのものだと思うんですよ。

従いまして、やはりその辺は市長お若いので責任もあるし、なかなか重責を担っておられると思うんですけど、ぜひもう一度やっぱり原点に戻って、それから何か美祢市を見てみますと、今の民主党の一番悪いところが出ていると思うんですね。

ボスがおってその……

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、私が言ったのはですね、幅広く意見を聞くために今ということだと思っんです。

14番（田邊諄祐君） だから僕はこの予算に反対します。

議長（秋山哲朗君） だから、言葉の単語としてボトムアップじゃないですかと言ったことを言ったんです。いいですか。

14番（田邊諄祐君） というのは一般市民の意見が通らるのでその一般市民の底辺を上げて、市長がお考えになればおのずと（発言する者あり）

失礼しました。ボトムアップでございます。

議長（秋山哲朗君） はい、わかりました。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 立派な意見を今聞いてからあれですが、田邊議員さんが農業に対して造詣の深いのはよくわかりますが、予算委員会のときもちょっと私は反論しようかと思ったんですが、執行部は反論権がないんで言えないと思っんです。で、大きな誤解が1点あるんです。で、実は田邊さんのところは栗を植えられて、それはイノシシやシカの被害も多いだろうと思っますし、地域的に重安地区の中でもシカ対策や何やら熱心に地元でやられているのはいいんです。農林課が圃場整備と関連したときには、地元負担は10%ですよというときに地元がお断りになったと。その関連事業がはずれますと今度は25%ですよという話は十分農林課は説明しておると思っます。

済みません、執行部が反論権がありませんので、田邊さんの言うたことがこないだも執行部がうそを言うたというような話をされてますが、制度上のそうしたその関連があつて10%と25%があるということをお田邊議員さん、やっぱり理解をされて御発言をされた方がいいんじゃないかなと、私はそう思っます。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） ちょっと暫時休憩をしたいと思っますので、よろしくお願っします。

午後3時51分休憩

.....

午後4時02分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

そのほか、御意見はございませんか。田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 今の件ですけど、私は執行部はやっぱり私の地元まで来てうそをつかれるのは僕はいけんと思います。それで反対です。

ちゅうのは、執行部がうそをつくというのは、これは本当に社会悪だと思います。ですから、執行部はやっぱり正直に、失敗ならだれも失敗するんですから、あとから済みませんでしたと言われればこういう問題は起こらんのですよ。しかし、そういうのが10件も20件もあるんで、私は承知ならんのですよ。だから、この予算については農民の意見はほとんど通ってません。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、平成22年度の一般会計の予算についての御意見ですから、その範囲内でお願いをします。

14番（田邊諄祐君） わかりました。22年度の一般会計の予算について私は反対をします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見、布施議員。

16番（布施文子君） 商工費の商品券発行事業に630万円計上されておりますが、私はこの案には反対をしたいと思います。なぜかと申しますと、昨年度は市に総額4億8,000万円ほどの定額給付金が入りまして、市民のそれぞれの口座に何がしかのお金が入ってきて、せめてその中の1億円ぐらいは美祿市の商店街で消費をしてもらおうということでプレミアムのさくら振興券が発行されたと思います。

本年度は630万円の費用で130万円はその振興券の券の発行の費用に使われて、原資は500万円だということになります。

それで、先だって課長の説明では、できるだけ平等にするように取り計らいますと言われますが、3月1日現在で美祿市には1万1,713世帯の世帯数があります。それを割ってみますと非常に少ない金額で平等ということが非常に難しいということを考えました。それでは、やはりせめて1万円を1,000円ずつのプレミアをつけて商品券を出したとしても5,000世帯ぐらいにしか行き渡らないのではないか。それではやはりこの商品券の事業というのは余りその効果がないのではないかという危惧をいたします。

できるだけ少ない予算でありますから、有効に使ってほしいという思いで反対をいたします。

対案といたしましては、これは1案なんですけれども、今商業で一番美祢市で大きい駅前通りが非常に寂れている。そういうようなものの中で何とか市民が参加できて、そこでフリーマーケットだとかあるいはエコの小さなみんなの参加できる商店街通りをつくるのに、その630万円を使わせていただいたら、もう少し夢のある取り組みができるのではなかろうかというような思いがいたします。これが一点でございます。

もう一点は、竹材資源の活用を、企業運営補助金の1,700万円ですが、これについて反対をいたします。

第三セクターの竹箸事業の予算計上がしてありますが、これに対しまして、昨年度は2,000万円の補正予算を組みまして、次の年は1,000万円、本年度は1,000万円、23年度は500万円のということでありましたが、ことし1,700万円の事業運営費補助金が計上されております。

で、やればやるほど赤字になるというこの事業に対しまして、大変このままではいけないのではないかと早い段階でめどをつけると、切りをつけるという方法がよいのではなかろうかという思いで反対をいたします。

先だって私は森林組合のある方にお会いしましてお話を聞きました。で、美しい山づくり、美祢市の山をきれいに整備をするということ、大変大切なことでもありますし、竹のいろいろなそういう資材を活用していくということは、大事なことであります。

で、その方の案がなかなかユニークで面白かった。この人ならやれるんではなかろうかというふうな思いをいたしました。バイオマスを含めて森林教育まで広い立場で案を持っておられましたので、こういう方に指定管理をお願いしたらいいのではないかというような思いがいたしました。これは私の私見でありますので、御検討いただきたいというふうに思いますが、市長さんの御説明ではこの金額は指定管理料として考えてもらったらいいいという御発言もあったと思いますが、指定管理料はゼロ円になっているんです。今、計上してありませんので、それならばそれのようにきちんと計上をしていただいて、本当にアイデアのある方に指定管理料として、そしてプラス美しい山づくりとして計上をしていただいたらいかかと思えます。

3点目ですが、総務管理費のふるさと想像未来交付金事業3,000万円について

てです。これは1,000万円ずつ秋芳、美東、美祢の地域審議会に交付し、地域の活性化、地域の均衡ある発展に資すると。審議会は地域の各種団体と積極的に連携をとり、効率的かつ効果的に事業を実施できるようにと判断する団体を実施主体としてこの交付金を使うというようになっております。

審議会の委員さんを選ばれた市長さんはその審議会に対して大きな信頼を持っていらっしゃるのだと思いますし、私も立派な方々のお集まりの団体であろうというふうに想像はいたします。で、委員さんたちの責任も合わせて重いので、未来に向けてその交付金が終わったらなくなる、交付金がお金がなくなったらおしまいになるというような事業ではなくて、市民の各層の人々からが、かかわってその広がっていけるような火種をつくっていただきたい、そういう3,000万円にしていっていただきたいという思いがしております。このことにつきましては、賛成意見としてそういう願いを持ちまして意見とさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 有道議員。

3番（有道典広君） 私のライフワークみたいな話で申しわけないんですが、布施委員が言いましたので余り言われませんが、竹資源の関係で毎年補助金がふえてくると。当初は補助金がほとんどないような状況だったのがどんどんふえてきて運営が難しくなっておるということをお聞きして反対とします。

それと、おわびですけど、先ほどの第1号議案、補正予算と一般会計予算を勘違いしておって、補正予算賛成ですので、御理解よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 反対討論が続きました。私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

新年度予算の編成につきましては、国において政権交代があり、政策等のスタイルが非常につかみにくい状況の中での地方の予算編成が進められたというふうに思います。美祢市もことし3月で合併後2年が経過をするわけなんですけど、この間、新市の基本構想、基本計画が制定をされまして、市民が夢、希望、誇りを持って暮らす交流拠点都市美祢市を、これを基本理念として観光立市、交流拠点都市、美祢の想像を目指すことが定まっております。これによって、課題の開設に向けての指針が示されたというふうに思っております。

村田市政も2年がたちまして後半の2年を迎えます。まさにその力が、力量が試されるときであろうかと思っております。で、新年度予算は景気の低迷を受けて主要な財源であります市税が対前年度比で1.5%の32億3,600万円、地方交付税が対前年度3.1%減の67億1,200万円等々ですね。総額で対前年度比152億3,600万円余りの厳しい内容であります。歳出においては、旧一市二町に対してそれぞれ1,000万円の総額3,000万円を交付し、各地域審議会を中心にまちづくりを推進するとするふるさと想像未来交付金事業、市長と語るまちづくり座談会事業費231万円、その他、情報の一元化に対する補助金でありますとか、行政評価制度の導入事業費と合併後の市政運営に配慮と工夫がされ、評価できる予算編成となっていると思っております。他の会計におきましても同様の配慮や取り組みがされていることを評価しております。

只今の反対討論の中で、商工費における竹材資源活用事業1,700万円なんですが、意見の中にありましたように、経常的に赤字が垂れ流すというところちょっと言葉が適当ではないかもしれませんが、部分についてはやはり適切な財政比率というものは私は必要だろうというふうには思いますが、繁茂する竹林対策、あるいは矯正施設の刑務作業等にかかわる問題、さらには歳入部分における交付税の基礎部分、算定基礎に当たる部分、あるいは固定資産税等の議論もございました。22年度をもって23年度からは考えていくというふうな市長の答弁でありました。

こういうこと等々を踏まえて、早期に事業の適正化を図られた上で私は取り組まれたら、行政であるがゆえにできることというのは、必ずしも赤字だからその事業をやるとかやらないとかということを超えてできる部分がやはり行政の仕事だろうというふうにも思います。

農林業に関しましては特に補助金等もたくさん出ていきます。これも一つの地域対策であります。そういうことを踏まえて考えましたときには早期に適正な事業計画等の確立ということはあるにしましても、総体的には評価ができるというふうに感じておりますので、賛成討論と、これをもって賛成討論といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

14番（田邊諄祐君） 議長、今、半数ちゅう意見もありますので、ちゃんと数を数えて確認してみてください。大事なことですから。

議長（秋山哲朗君） 田邊議員、4名ほど挙げられておられませんのでよろしいですか。田邊議員、よろしいですか。（発言する者あり）

朝、私がこの本会議場で申したことをいま一度思い出していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第23、議案第10号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 反対討論です。国保法の中に相互扶助という文言はどこにもありません。この国保の事業は社会保障制度です。国庫負担率が下がって、国からの補助が下がってます。やはりこういった国からの国庫負担率を上げてもらうように国の方に要望していただいて国保税も下げていただくようにするべきではないかと意見を述べて反対意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第11号平成22年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 1 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5、議案第 1 2 号平成 2 2 年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 全会一致であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6、議案第 1 3 号平成 2 2 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 3 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 全会一致であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7、議案第 1 4 号平成 2 2 年度美祢市老人保健医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第15号平成22年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第16号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案についての御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第17号平成22年度美祢市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 簡易水道の会計は秋芳と美東が2カ所が一緒になって会計が一つになっているんですけど、もう2年もたちましたが水道料金はもう別々と、加入分先も違うと。そういった面でこのやはり統一、一緒の会計だから統一していただきたいと思います。

それと、石灰水がこの前の予算の委員会的时候にも言いましたけど、石灰水が多いので何とかその対処をしていただきたいという声がたくさんあります。それでも待ちきれなくて自分でこう買ったと、それにも予算をつけてほしいという意見があったので、議会でしっかり言ってくれと言われました。やはりそういった面でこの予算をちゃんととっていただきたいと思ひまして、意見を述べさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第18号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第19号平成22年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第20号平成22年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第21号平成22年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第35号美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第36号字の区域変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第38号美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第40、議案第39号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41、議案第40号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第43、配食貸与車の全損事故に関する調査の件を議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長。

〔配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長 原田 茂君 登壇〕

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長（原田 茂君） それでは、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会の委員長報告を行います。

なお、この報告書は皆様御存知のように、書式決定されていますので、申し添えておきます。

美祢市議会議長秋山哲朗様、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会委員長、委員会調査報告書、本委員会に付託の事件について調査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第101条の規定により報告します。

記、1、調査の趣旨、地方自治法第100条及び委員会条例第6条の規定により配食貸与車の全損事故に関する事項を調査。

2、調査特別委員会の設置、(1)設置決議、平成21年12月定例会、(2)法的根拠等、地方自治法第98条第1項に基づく検査及び同法第100条第1項に基づく調査を行う。(3)委員会の定数、議会選出監査委員を除く25人、(4)委員長、副委員長、委員の氏名、明記のとおりでございます。

3、調査事件、配食貸与車の全損事故に関する事項。

4、委員会の開催状況、(1)委員会の開催回数6回、平成21年12月11日から平成22年3月17日。

5、証人、参考人、説明員の出席等、(1)証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項なし、(2)参考人として出席を求めた者、意見と求めた事項なし、(3)執行機関として出席を求めた者、説明の概要、説明員数延べ8人。

平成22年1月15日付、美議第40号で資料の提出を求め、平成22年1月26日付、美総第53号をもって提出された資料に基づき説明。

6、記録、資料の提出、ここに明記されてますように執行部より19件の資料を提出していただきました。

7、調査の内容と結果、(1)調査事項の現状、本特別委員会においては、地方自治法第100条に規定される、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出は、請求していない。(2)調査事項に対する意見、この件に関しては、不正(不適切)と思われる事実はなかった。

8、調査経緯、本調査に要する経費は、本年度において35万9,000円以内と決定していましたが、実際には16万1,125円を支出しました。

以上、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長の報告を終わります。

これをもって配食貸与車の全損事故に関する調査を終了いたします。

日程第44、議員提出議案第1号から日程第47、議員提出議案第4号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

この際、提出から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、議員提出議案第1号から4号までを続けて説明をさせていただきたいと思えます。

まず議員提出議案第1号美祢市議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案提出に当たりましては、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただきまして、提出するものであります。

本案は、美祢市議会議員の定数について、現行の26人から7人を減少し、次期美祢市議会議員一般選挙から19人とすることを提案するものであります。

議員定数については、平成20年3月の市町合併に伴い、合併協議会において、新市の議会議員の定数は合併特例法を適用せず、地方自治法第91条に「人口5万人未満の市、及び人口2万人以上の町村は26名を超えない範囲で条例を定める」となっており、美祢市議会の議員の定数は26人で調整、合意され、平成20年4月の選挙となったところです。

また、附帯決議として、将来における議会議員の定数については、新市発足後、速やかに新市の議会において協議検討を行うものとし、その協議に当たっては、議員の定数をできるだけ減数することが望ましいとする意見を最大限考慮し、審議することとなっております。

このため、議長より諮問されました「議員の定数並びに報酬に関する件」について平成20年8月25日に開催されました会派代表者会議において協議をした結果、議会運営委員会に諮問することに同意し、本年2月4日までの間、鋭意研究、協議

を行いました。

その答申において、市財政の状況も厳しく、地方分権、行財政改革進行という時代背景の中、そして平成21年度の県内全市の標準財政規模、面積、人口、改正議員数、現在の議員数等を参考に、1人当たりの美祢市と他市の現行割合を比較し、研究、協議を進めてきました結果、できることなら全会一致が望ましい姿ではありましたが、残念ながら合意にいたらず、議会運営委員会では、最終的に多数の意見で18人から20人の間ですとということで決定をしました。

しかし、一部には住民の意見が反映されにくくなるとの理由で、現状維持の意見もありました。

その後、慎重なる協議を行った結果、現在の状況下では美祢市議会として19人が適正な議員数としたところです。

合併後、行財政改革進行の中、議会の役割と責任は以前に比べ増大し、私たちは住民の負託にこたえ、信頼される議会、開かれた議会、地方分権を担う議会を目指し、これまで以上の議会改革を推し進めなければなりません。

従いまして、本案は合併協議会における申し合わせ事項でもあり、市民感情も考慮し、定数削減の痛みを熟慮の上、「美祢市議会自らが主体性に取り組み意思決定」により提出したものであります。

以上で1号議案の提案理由の説明が終わります。

続いて、議員提出議案第2号美祢市議会委員会条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、これも荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただいております。

本案は、美祢市組織機構の改革に伴い、平成22年4月1日より病院等事業について地方公営企業法の全部適用に移行すること、水道事業会計の統合準備作業のため組織機能強化を図る必要性から上下水道課を上下水道事業局に改編するため、美祢市議会委員会条例の常任委員会の名称、委員の定数及びその所管に関する事項、第2条中において所要の改正をするものであります。

以上で2号議案の説明は終わります。

続いて、3号議案の説明に移らせていただきます。3号議案美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての提案理由の説明



でございます。

これも本案を提出するに当たりましては、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただきまして、提出するものであります。

本案は、平成20年6月11日、地方自治法の一部を改正する法律案が成立したことに伴い、地方議会は会議規則を定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができることとなりました。

この成立に伴い、議会の運営に関し協議または調整を行うための場について議会運営委員会において研究、協議を行った結果、全員協議会及び会派代表者会議を協議または調整を行う場として正式に設けることとなりました。

このため、現行の条例では、応召したとき、費用弁償が支給されることとなります。

従いまして、本案は、市財政状況の厳しい折、経費削減のため同条例第3条第2項「前項の規定にかかわらず、議員公務に応召したときは、日額2,600円を支給する。ただし、定例及び臨時市議会応召の場合を除く。」の文言を削除し、支給しないこととするものです。

また、現在、支給されていない地域手当についても、同条例4条中に記載のある「並びにこれらに対する地域手当の月額」の文言を削除するものです。

以上で、3号議案の提案理由を終わります。

続いて、議員提出議案第4号美祢市議会会議規則の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。

これについても、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただきまして、提出するものであります。

本案は、平成20年6月11日、地方自治法の一部を改正する法律案が成立したことに伴い、議会活動の範囲の明確化にするため、地方議会は会議規則に定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができることとなりました。

この成立に伴い、議会の運営に関し協議または調整を行うための場について議会運営委員会において研究、協議を行った結果、全員協議会及び会派代表者会議を協議または調整を行う場として正式に設けることとなりました。

本議会においても全員協議会及び会派代表者会議を議会の運営に関し協議または

調整を行うための場として設けるための所要の改正を行うものであります。

以上で、全部の提案理由の説明は終わりました。どうぞ議員の皆さん方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして議員提出議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして議員提出議案第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までを会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までを委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） これには賛成できません。理由はですね、議員定数の削減は住民の声が市政に届けにくくなると、そして行政と市民のパイプも細くなってしまうと、行政のチェックや機能もあるこの議会で、議会は行政のチェックをする機能もあります。特にまた旧美東、秋芳地区では人口も違います。周辺の声が届きにくくなると、そして高齢化も進み過疎化も進む中で本当に周辺部がこういった弊害が

多くなり、謙虚にあらわれると思います。

この間の地方分権改革の推進によって地方議会の果たす役割はますます重要になってきています。こんな時期に議会議員定数の削減は自らその議会の役割を狭めようとするものだと考えます。現行の定数を削減すべきではないと考えます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第1号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

続きまして、議員提出議案第2号の討論を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は可決されました。

続きまして、議員提出議案第3号の討論を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第3号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は可決されました。

続きまして、議員提出議案第4号の討論を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第4号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は可決されました。

日程第48、議員提出決議案第1号美祢市における非核平和都市宣言に関する決議を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） 議員提出決議案第1号美祢市における非核平和都市宣言に関する決議についての提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただきまして、提出するものであります。

それでは、決議案を読み上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

戦争の惨禍を防止し、真の恒久平和を実現することは人類共通の願いである。しかしながら、世界の情勢はそれに反して、地域紛争やテロの頻発など、人間の生命の尊厳を踏みにじる行為が繰り返される中で、軍備の拡張は依然として続けられ、核拡散とあいまって世界平和に深刻な脅威をもたらしている。これはまさしく全人類の憂うところである。

我が国は世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも、再びあの広島、長崎の被爆者の苦しみを絶対に繰り返させてはなりません。

美祢市議会は、日本国憲法に上げられました恒久平和の理念のもとに、人情あふれる平和で豊かなまちづくりを進めており、これは平和なくして実現はあり得ない。

ここに美祢市議会は、真の恒久平和を求めるため、非核三原則の完全実施を願うとともに、核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市宣言をするものである。

以上、決議する。平成22年3月24日、美祢市議会。

以上です。どうか議員の皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出決議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出決議案第1号を採決いたします。本決議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第1号は可決されました。

日程第49、議員提出意見書案第1号所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 登壇〕

21番（南口彰夫君） 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について、標記のことについて別紙のとおり会議規則第14条により提出する。平成22年3月24日、提出者、美祢市議会議員南口彰夫、賛成者、美祢市議会議員三好睦子、美祢市議会議長秋山哲朗様。

趣旨、所得税法第56条の廃止を求める意見書案、中小業者は地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中小業者の営業と生活は家族ぐるみの長時間労働で支えられています。しかし、所得税法第56条では配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと定めており、

家族従事者の働き分、自家労賃は必要経費に認められていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、家族の場合は50万円で家族従事者はこのわずかな控除が所得と見なされるため、社会的にも経済的にも自立できない状況に置かれています。

税法上で青色申告にすれば働き分を経費とすることができますが、同じ労働者に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

韓国、ドイツ、アメリカなど諸外国では税法上も民法、労働法や社会保障上でも自家労賃は必要経費と認められています。家族従事者の労働の社会的評価、働き分を正当に認め、人権保障の基礎をつくるためにも所得税法第56条の廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成22年3月24日、山口県美祢市議会、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、衆議院議員議長、参議院議員議長あて、以上。

同僚議員の皆さんの心ある御理解と御協力のもとに採択されていただきますよう、心からお願いをいたしまして、提案にかえさせていただきます。

以上です。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出意見書案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出意見書案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出意見書案第1号を採決いたします。本意見書案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第50、議員提出意見書案第2号日米F T A問題に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、提出者から提出理由の説明を求めます。三好睦子議員。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

三好睦子議員、お願いいたします。

〔三好睦子君 登壇〕

6番（三好睦子君） 日米F T A問題に関する意見書の提出について、標記のことについて別紙のとおり会議規則第14条により提出をいたします。

日米F T A問題に関する意見書、国においてはこれまでW T O農業交渉や2国間交渉に当たり多様な農業の共存を目指し、需要バランスを維持するための現行の関税維持など、国境措置の権利に配慮した交渉が求められてきました。現在、政権与党が進めようとしている日米F T A交渉においては、食の安全、安定供給食料需給率の向上、国内農業農村の振興など損なわないと明言していますが、米国は貿易自由化率の高いハイレベルかつ総括的なF T A締結を目指しており、米を初めとして牛肉、豚肉など日本にとって重要とされる農産品の市場自由化完全撤廃を強く求めてくると思われます。

また、米国との間でF T A交渉が促進すれば豪州、カナダ、中国やアジア諸国からも関税撤廃の圧力がかかり、国内農業を支える重要な農産物にも関税撤廃を余儀なくされ、安価な輸入農産物が国内市場にあふれることから、我が国の農業、農村には計り知れない影響を生じると予想されます。

とりわけ米と畜産への依存度が高く、中山間地域が多く、零細な生産規模の美祢市では、地域の農業、農村機能は失われ、農地の荒廃、農家の減少が加速的に進行することが懸念されます。よって、国におかれては国内需給率の向上による食料安全保障の確保と農業、農村の多目的機能の発揮のため、日米F T A農業交渉を促進しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成22年3月24日。

議員の皆様のご同意をよろしく、同僚ある議員の心温かい同意をいただきますようお願いいたします。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出意見書案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出意見書案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出意見書案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出意見書案第2号を採決いたします。本意見書案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第51、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その



後の事情により変更を生じた場合は変更の決定について議長に委任いただきたいと  
思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が  
生じた場合、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

市長さん、ごあいさつがございましたらお願いをいたします。

市長（村田弘司君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

今期市議会定例会に御提案をいたしました平成 22 年度予算を初め、各議案につ  
きまして、本会議並びに各委員会を通して慎重に御審議をいただき、それぞれ原案  
のとおり御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案審議の過程におきまして承りました貴重な御意見、御指摘につきましては、  
十分に尊重し、今後各施策並びに予算の執行に努めてまいり所存であります。

さて、現下の社会情勢は合併 3 年目を迎えたばかりの本市にとりましても非常に  
厳しい状況下にあります。立ちどまってはられません。

本定例会の冒頭、施政方針演説でも述べさせていただきましたが、第 1 次美祢市  
総合計画に掲げる五つの基本目標「安全・安心の確保」、「観光交流の促進」、  
「産業の振興」、「ひとの育成」、「行財政運営の強化」を実現するための諸施策  
を確実に推し進め、基本理念である「市民が夢・希望・誇りを持って暮らす交流拠点  
都市美祢市」の確立に向かって粉骨砕身努力をしまいいり所存でございます。

どうかこのうえとも一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、美祢市議会の限りない御発展と議長を初め議員の皆様方  
のますますの御健勝、御多幸を祈念申し上げます。まことに粗辞ではございませ  
が、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22 番（安富法明君） 先ほどの賛成討論の中でちょっと議事録を修正していただ  
きたいところがありますので、恐れ入りますけれども、よろしく申し上げます。

先ほど、予算の、新年度予算の総額について申し上げております。で、総額で対  
前年度比が多分 152 億 3,600 万円あると言っていると思います。で、  
152 億円も対前年度比で減がありますとなくなります。これは対前年度比 3 .

2%、5億100万円減の152億3,600万円でありますので、修正をよろしくをお願いします。

以上です。

議長（秋山哲朗君）では、そのように訂正をさせていただきます。

これにて平成22年第1回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんには5時20分から第1、第2会議室におきまして議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

午後5時10分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月24日

美祢市議会議長

秋山哲詞

会議録署名議員

佐々木隆美

”

原田茂